

総務文教常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年6月16日(月) 午前9時00分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田 綱雄 君	副委員長	有村 隆志 君
委員	平原 志保 君	委員	中村 正人 君
委員	松元 深 君	委員	塩井川 幸生 君
委員	池田 守 君	委員	前川原 正人 君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 阿多 己清 君

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	川村 直人 君	総務課長	満留 寛 君
税務課長	谷口 信一 君	総務管理G長	出口 竜也 君
市民運動推進室長	中馬 聡 君	市民税G長	森 裕之 君
固定資産税G長	江口 元幸 君	溝辺総合支所長	福重 博之 君
税務課主任主事	榮徳 洋幸 君	税務課主事	多賀 聡子 君
企画部長	中村 功 君	行政改革推進課長	橋口 洋平 君
行革推進G長	砂田 良一 君		
消防局長	木佐貫 誠 君	消防局総務課長	堀ノ内 剛 君
警防課長	竹ノ内 優 君	予防課長	吉村 茂樹 君
情報司令課長	松元 達也 君	中央消防署長	喜聞 浩志 君
北消防署長	落水田 伸一 君	消防局総務課主幹	細山田 孝美 君
警防課主幹	西中藪 章 君	予防課主幹	兒玉 良一 君
装備経理係長	立野 博 君	消防団係長	若松 久志 君
消防団係	服部 瑞樹 君		
教育長	高田 肥文 君	教育部長	越口 哲也 君
教育総務課長	久保 隆義 君	学校教育課長	室屋 正俊 君
保健体育課長	新鍋 一昭 君	学校教育課長補佐	安藤 晋哉 君
保健体育課長補佐	落 盛久 君	教育政策G長	赤塚 孝平 君
学事G長	烏丸 充弘 君	指導事務G長	長濱 信博 君
スポーツ振興G長	野辺 貞孝 君	指導事務G指導主事	平國 弘明 君
霧島市ソフトテニス連盟会長	福永 賢治 君	霧島市ソフトテニス連盟理事	楠畑 拓路 君
霧島市硬式テニス連盟女性連代表	新森 律子 君	横川町在住	片野坂 重浩 君

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

議員	徳田 修和 君	議員	中村 満雄 君
議員	植山 利博 君		

6. 本委員会を傍聴した議員は次のとおりである。

なし

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

8. 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第34号 霧島市青少年問題協議会設置条例の一部改正について

議案第35号 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第36号 霧島市税条例等の一部改正について

- 議案第39号 霧島市火災予防条例の一部改正について
議案第41号 財産の取得について
議案第44号 財産の取得について
陳情第8号 陳情書「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」の採択を求める陳情書【継続審査（平成25年受付）分】
陳情第4号 霧島市立・隼人庭球場を砂入り人工芝に改修を求める陳情書
陳情第5号 陳情書（少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について）
所管事務調査 総合支所の職員配置について

9. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから、総務文教常任委員会を開会します。本日は、去る6月10日の本会議で当委員会に付託されました議案6件、陳情2件及び継続審査の陳情1件についての審査を行います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。まず、陳情第4号に係る現地調査を行いますので、休憩後、正面玄関にお集まりください。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時01分」

「再 開 午前10時00分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまから、審査に入ります。

△ 陳情第4号 霧島市立・隼人庭球場を砂入り人工芝に改修を求める陳情書について

○委員長（池田綱雄君）

まず、陳情第4号、霧島市立・隼人庭球場を砂入り人工芝に改修を求める陳情書について、審査します。本日は、陳情者である霧島市ソフトテニス連盟会長の福永賢治様、また同連盟理事の楠畑拓路様と霧島市硬式テニス連盟女性連代表の新森律子様にご出席を頂いております。陳情者の皆様に、議事の順序等について申し上げます。まず、陳情の内容を簡潔に述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。なお、御発言の際には挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して、起立して御発言くださいますようお願いいたします。また、陳情者は、委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。それでは説明を求めます。

○霧島市ソフトテニス連盟会長（福永賢治君）

今、紹介がありました霧島市のソフトテニス連盟の福永賢治と申します。私はソフトテニスのほうで代表になったんですけども、今まで何しろあそこの、今朝方、現地を調査されたと思うんですが、ハードコート、アスファルトのコートに非常に亀裂が入ったりもしているんですが、それ以前にハードコート自体が体に支障を来すというようなことで、非常に敬遠されています。それに比べて、オムニと言いまして、人工芝のコート、そちらのほうは非常に利用者が多いんですが、なかなか思うように、抽選等を経て利用するというようなことで、制約を受けております。ですので、あ

そこも2時間という制約でやっているんですけども、皆さんは「もっとやりたいんだけど、あそこは使えないのか」と。それは、「今のままでも使ってください」と。「ですけど、十分、自分の体に自信があるなり、けが等を承知の上での御使用なら結構ですよ」というようなことでは勸めておりますけれども、皆さん敬遠されているという状況から今回、オムニの、人工芝のコートに、しかもそれに砂入りで。ただの人工芝というのではなくて、砂も入れるんですけども。なぜならば、滑るようにと。テニスの場合は、ストップが掛かって、非常にハードな動きをしますので、その度にストップを掛けた場合、現状のハードコート、アスファルトコートでは滑らないと。本当にひっくりかえっちゃうわけです。ですから最近、そのコートというのは非常に使用が少ないというようなことですので、具体的なことは質問に応じて答えませうけれども、以上のようなことで今回、陳情させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより陳情者に対して質問を行います。質問はありませんか。

○委員（平原志保君）

あそこのテニスコートは、お一人当たりが平均で1か月に何時間くらい御利用されているでしょうか。

○霧島市ソフトテニス連盟会長（福永賢治君）

1人当たりと言いましても、今の現状で、あそこのコートを年間1万5,000人が使用しております。それはハードコート、オムニコートを含めてです。その中で、ハードコートは20%の約2,800名です。それから、オムニコートは約1万2,200名の80%の使用率です。それを月割りしましても、月に年間で合わせまして1,250名ということになります。時間的に言いますと、2時間ずつの制約・制限をしておりますので、あそこが実質午前9時から使用しているようですけども、9時から夜の21時までとなっております。ちょっと時間的なものは計算をしております。

○委員（前川原正人君）

先ほど現場を見させていただいて、亀裂が入っていたりとか老朽化が進んでいるというのは、見て分かるとおりになんですけど、今、会長さんおっしゃるように、年配者の方たちの利用者が多いというような感じを見受けられたんですけども、例えばこの陳情書は市長のほうにも、こういうことで要請文と言うんですかね、中村満雄議員のほうから質問事項ということで出されてはいるんですけども、団体として市長のほうへの要請というのはされていらっしゃるのか。されていらっしゃるのであれば、その中で市長の見解と申しますか、考え方は、どのようなことで受け止められていらっしゃるのか、お聴きをしておきます。

○霧島市ソフトテニス連盟会長（福永賢治君）

それは、前田市長には常日頃、会う度に、会合がある度に、もうしつこく言っています。肩をたたき、胸をたたき、そのようなことで冗談を言いながらも「何をしつおいや」と。「おはんな、あん観光とか坂本龍馬は一生懸命やっているけど、スポーツは何をしつおと」と。「ひとつじゃい、スポーツのその字もでっこんが」といいながら、冗談を交じえて、「いや、おいはスポーツんほうは、苦手やいな」と。「そいや、苦手じゃはんなトップは務まらんど」といいながら、この件についてはしょっちゅう言っています。それに伴って、平成24年8月10日には要望書というものを提出しまして、市長室にアポを取りまして30分間、うちの連盟の役員を連れて行きまして、そこでもとくと説明はしましたけども、余り耳に入っていないような感じでした。そうだったもんですから、非常にそのような空耳が見受けられたから、「うんにゃ、こいじゃいかん」と。「こいから私は何かある度に、市長には言うからな」ということで、2年間言い続けていましたね。「お、お、お」と、「分かっちゃよと」と言うけれども、もうどんだけ分かっているか、それは皆さんの要望などがいろいろ多いでしょうから、そのようなことです。

○委員（前川原正人君）

よく分かりました。体への負担ということをおっしゃったんですけど、正にそのとおりだと思うん

ですけれども、問題は、ただ足が痛くなるよというのは客観的な事実かもしれないですが、要は科学的に、例えばグラウンドなどの場合は測定する機械があるんですよね。大体この硬さ以下でなければならぬ、許容範囲があるわけですが、その辺は行政のほうへの要請というのはされてはいらっしゃるんですか。ただ、足が痛くなるんだよじゃなくて、人間の体のことですので、科学的にこうなんだと。だから、こういう改修が必要なんだという、そういう要請などについてはされていらっしゃるんですか。

○霧島市ソフトテニス連盟会長（福永賢治君）

今、委員の言われた点も考えてはいるんですけども、非常に計数的にと言われましても、やっておりません。ただ、アバウトにけがのもと、転んだらどうするんだ、非常にクッション性もないし、先ほど説明しました砂も入っていないというようなことでの説明は、担当課のほうにも会う度に言うております。計数と言いますと、それはまた計ればどうなのでしょう、数字は出るとは思いますけれども。やっぱり最近、高齢者もしている人が多いんですよ。今日も行かれて見られたと思うんですけども、高齢者だけにかかわらず、最近生涯学習というようなスポーツを非常に皆さん好まれてやってらっしゃいます。あそこに皆を呼んで使いたいというようなこともあるんですけども、あの状況じゃ、「ひつ転んだい、けがろんしてかあな、いけんもいかんないなあ」と、「だけど、テニスはしたいんだ」という人がもう、これは硬式でです。今まではテニスという名前と言いますが、ソフトテニス・テニス、両方の会員が困惑しているところであります。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、第一次霧島市総合計画実施計画書ということで、平成25年度から27年度、大体3年ぐらいでローリングということで、見直してはいくんですが、これの31ページの中に新規事業で、「隼人庭球場改修事業」という内容で、平成26年の今年度で設計実施をしましょうと。その事業の概要が、「現在使用しているハードコートを手芝に改修し、利用者の利便性向上を図る」ということが保健体育課の所管で、こういう計画になっているんですが、こういう説明というのは団体のほうには、説明というか、あくまでもこれは計画ですので、やるかやらないかというのはなかなか難しい部分があると思うんですが、その辺の説明等についてはなかったのですか。

○霧島市ソフトテニス連盟会長（福永賢治君）

会員は、私どもが平成24年度に要望書を出した時点で、非常に皆さんは期待していたわけ。私もちょっとオーバーになったのかしれませんけれども、市長にも言っているし、いろいろ議員さん方々にも会う度に、「こういうことで、松永のコートはしてもらいたい」というようなことは常々言っていたんで、皆さんが期待して、「どげんだったや、どげんだったったろかい」と。「そいや、期待つったって、当局はもう予算がない、予算がないの一点張りだ」と。そういうことだし、それは確かに他にもスポーツはいっぱいあるんでしょうけども、あそこにあれだけのコートを置いて、新たに造れば億という金が掛かるんだと。だけれども、そこに何千万かのほんの僅かな金額で補修ができると。期待はしているけれども、その結果は私自体も知りませんでした。ただ、いい方向に進んでいるというようなことは、途中経過を聞いていたんですけど、その後駄目になったというのはつい先日といいますか、何箇月か前に聞いたところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（平原志保君）

素人の質問で申し訳ないんですけど、クレーコートというのが海浜公園にありまして、使用率がそんなに、利用率で少ないんですけど、クレーコートですと問題はありますか。

○霧島市ソフトテニス連盟会長（福永賢治君）

クレーコートが今、中学生のレベルではほとんど、以前からは中学生のコートというのが学校ではあるんです。それと、こっちでは見次にサン・あもりというコートが2面ありまして、今の松永のコートができる前は、皆さん使っていたんです。ところが、若干違うところは人工芝がないとい

うことと、雨が降った後の水はけ率が悪いのと、それから滑ったり、転んだり。それと、非常に最近の若い人たちはきれい好きで、服装にもきれいな感覚でいますから、あそこで汚れるとか。確かに砂ですから、多少の水が混じったりすると汚れる。それから、家に帰って玄関に入ってきたときには、靴の中は砂だらけという感じです。そのようなことで、最近はまだほとんどオムニのコートに仕様は変わっている。ですけれども、あのコートだけということではないんですけれども、非常に数が少ないと。でもプレイヤーは、先ほども言いましたように、会員数としては、正会員の的には800名、中学生が320名ぐらい、高校生が200名ぐらい、一般が280名ぐらいと、そういうふうにいるんですけども、オムニのほうを使いたがっていると。高校生ぐらいが空いていたら使おうかというような状況です。

○委員（平原志保君）

クレーコートというのは、足にそんな負担が逆でないコートですよ。そうすると、先ほどの足腰に影響という部分では、ここでやることでは解消できると思うんですが、国分の海浜公園が空いているので、こちらの御利用をちょっと推進していただくと、少しは解決するのかなと思うんです。もちろん、お金がたくさんあれば、すぐにでもどうぞといふうになるんですけども、なかなかどうなんでしょうね。こちらを利用していくというのは、そちらの団体ではお考えがないんでしょうか。

○霧島市ソフトテニス連盟会長（福永賢治君）

今おっしゃるのは、あそこが空いているのに、使ったらどうなんだと。もちろん使いたい、皆さんにも勧めるし、ですけども最近の大会、試合があるんです。それが、こっちのほうでは大きな大会が地区総体、中学校・高校です。全てがそのオムニコートです。クレーのコートを使うのはどこにもありません。確かに膝とか、それにはクッション性がありますから、オムニと一緒に問題はないんです。ただし、皆さんの使用する率が少ないわけです。大会も使わない。それで、あそこがなぜいいかという、今使っている大会等も牧之原のまきばドームとか、溝辺の上床ドームとか、ざっと施設的には12施設ですかね。北は横川からこちらは福山のまきばドーム。確かに、それはあるんです。ですけども皆2面とか、数が少ない。そこにきて、松永に4面プラス既設が2面、合計で6面という、小規模・中規模の大会ができるんです。ところが今、父兄の方からもぶつぶつ言ってきているのが、「牧之原と上床の溝辺と、私の家族が1年生と3年生が分かれたりして、弁当づくいやら何やら応援もできないよ」と。そういうこともあるんです。それが、この平坦地の国分のコート、ここも非常に競争率というか使われる頻度が高いんで、なかなか空いていないことが多いんですが、両方で、松永とここのアクセスが近いといった点で利用したら、非常に価値観が出てくるといようなこともあります。今の大会では、クレーは使用しないです。

○委員（中村正人君）

今の関連で、通常、大会が開催されるときは、屋内と言うか、屋根付きの所で開催されるのがほとんどなんですか。オープンの所で開催される場合もあるわけですよ。そこら辺の今の現状を、ちょっと教えていただければと思います。

○霧島市ソフトテニス連盟会長（福永賢治君）

屋内の、一般にドームと言うコートは、テニスの専用コートじゃなくて、多目的という、ここが非常に微妙なところなんです。我々のテニスコートだけだったら、十分なんですよ。ところが、そこにはフットサルとかグラウンドゴルフとか、それからバレーとかいろんな人たちが使われている。しかも屋内、全然天候ですから、もちろん中学生の大会はなぜ使ってるかという、今の雨で変更、変更、「また雨やらよ」と、「もう、いけんすかい。中止にはできない」と。非常にスタッフとしては大変なんです、中高生の顧問の先生方も大変だということ、屋内は使用はしております。そして、牧之原のドームは、非常に朝から霧が発生するんです。先だっても使用したんです。といいますのは、皆さんも御存じだと思いますが、環霧島という5市町、それで去年がうちの担当地区で、皆さんを招待して国分のコートを使う予定でいたんですけども、そこをなかなか借りら

れないのもありまして、雨のときに中止じゃ、皆さん小林、都城、えびのと、遠方からも来られるんで、そこで迷惑を掛けるといなんなというようなことで、全天候型のということで使ってはいたんですけども、「ここは何ごっお、おぜなあ」と。朝方に霧が発生して、ボールが見えない状態です。そういうようなことで、あそこもいろんなことを行政のほうにも言いましたけれども、その当時、副市長も来てましたけれども、副市長も何か硬式のテニスをされていたということで、「ほんなら副市長、見んみゃい、こんなこっでここを使えば、確かにここもあつて使えばえやをこらと、それは思うでしょう」と。ところが、状況を見れば、「こあなあ、こん霧がなあ。じゃつとお、じゃつとお」というようなことを言っていました。それで、「この霧を防ぐようにでけんのな」と。「いや、ところがここは避難型の、緊急的な何かあった場合は避難するための施設にも併用になっている」と。「そこを塞ぐわけにはいかんのだ」というようなことで、あれは、もう恐らく避難等がなくなる限りは、あのまま年中霧の状態です。霧島市ですから非常に霧も多いですから、そのようなことです。

○委員（平原志保君）

今、会長のお話で、隼人の所が人工芝になった場合、試合等をやることも期待されてのお話が出ていましたが、先ほど現地でちょっと教育委員会のほうに伺ってましたら、「もし、ここがきれいな人工芝になったとしても、試合はできません」とおっしゃってました。試合等はそこでは、大きな大会等を開催することはちょっと不可能だというお話を伺っております。なぜかという、駐車場の問題とかが出てまして、それでこちらをちょっと手を入れたところで、試合会場ということでは使えないというふうに伺っています。

○霧島市ソフトテニス連盟会長（福永賢治君）

そのことに関しては、非常にこちらのほうでも既に考えておりました。なぜなら、おっしゃるとおり、最近は大形バスも乗り込んできますし、駐車場が少ないと。間口も広くしないといけないというようなことで、あの奥に今、縦面に一人で打ち返す壁の所にも、ざっと車が四、五十台入るわけですけども、それは乗用車でありまして、ちょっと調べたところによりますと、あの近辺にたばこ耕作組合、今まで国分地区のたばこ耕作が活発にやっていたと思うんですよ。ところが、最近それが消滅というか、ちょっと詳しく知りませんが、たばこは耕作してないというようなことで、あそこにそういったところの土地が民間に、私も詳しく分からないんですが、あるというような情報を得ているんです。今、言われました、「また駐車場や」と、「また金が掛からよ」と。確かに、当局のほうでは、「駐車場がねて、しやならんど」と。ちゃんと調べてもいないで、前向きなほうにやろうとする姿勢を見せない駄目なんです。ですから、あそこだけでという単独でも、全てをやろうというわけではないんですけども、今おっしゃるとおり、大会等をやった場合が駐車場という問題が出てくると。でも、近くに田んぼがあるんです。田んぼを今まで貸していたのを交渉したらどうだろうかというふうに、私の素人考えで考えているところです。まだそれは、教育委員会のほうにも提言はしていません。あるところに、ちょっと調べてみてくれというようなことはやらしています。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（池田 守君）

先ほど、利用者が多いので、1団体2時間に制限して使っているということでしたが、2時間では足りないということですか。実際、本当に使いたいと思ったら、どれぐらいの時間帯で使いたいというお考えですか。

○霧島市ソフトテニス連盟会長（福永賢治君）

練習に入った場合というのが、まず基本、それからある程度応用、それから仕上げの試合の形式とか、大体簡単に言うと3段階あるんです。そうしますと、3段階で1時間ずつの3時間、最低3時間はないと、2時間じゃ。既に、私たちも指導しながらやっているんですけども、時間が足りな

いわけです。現状で2時間というのは、やっとな体が温まって、さあウォーミングアップをやるかというところなんです。

○委員（池田 守君）

テニスをやったことがないものですから、ちょっと分からなくて、あれだけ2時間も走り回っていて、それでも足りないのかと思ったのですけれども、分かりました。それと、先ほど愛好者が800名くらいと言われましたが、ちょっと聞き漏らしたんですけれども、これは隼人地区だけですか。それとも霧島市全体でしょうか。

○霧島市ソフトテニス連盟会長（福永賢治君）

ちょっと細くなるんですけれども、霧島市内で大体中学生が、隼人中・日当山中・舞鶴中・国分中・陵南・溝辺・横川・牧園・牧之原・国分南と、これで約320名です。これはもちろん硬式もソフトも入っています。中学生では硬式はやっていませんけれども。それから高校生では、隼人工業・鹿児島高専・中央高校・国分高校・霧島高校です。ここは高校生ですから、硬式のほうも何人かいます。これでざっと200名です。あと一般の方が、硬式が150名ぐらいかなど。ソフトのほうは120から130名かなというようなことで、大体280名くらい。その中に、もう一つ申し添えますと、高齢者という方が、大体60歳以上の定年退職するかしらないかというところから、大体50名くらいの方がいらっしゃるみたいです。それと、このテニスというのは、あれだけ動いとるけどなど思うんですけれども、テレビで見ているプロの試合とまた違いまして、その辺は非常に生涯学習的な皆さんの体力維持・健康ということも兼ねてやってらっしゃるんで、この数かなと思っています。大体800名くらいです。

○委員（池田 守君）

今、一般の方が280名ということでしたけれども、実際、隼人庭球場を使われるのは一般の方が多いと思うんですが、中高生も一緒に重なるということもあるんですか。

○霧島市ソフトテニス連盟会長（福永賢治君）

混合と言いますか、それで使うときもあります。それと、あそこの受付での業務を聴くなり、見ていただければ分かると思うんですが、最近、画面と言いますかパソコンのほうにも使用状況も出るようになっているものですから、例えば学生が使ったりとかしていると、一般の方から「おいなんか使ごあって、何で学生が使うか」というようなこともあったり、「学生は、学校にあるんじゃないか」とか。クレーでは使っているが、ところが本大会、中央部に行きましたら全てオムニですから。東開コート、国体、ほとんどの大きい大会・九州の大会でもあそこでやったりもするんですけれども、全てオムニコートです。そうすると、それに慣らすためにも、大きな大会、中央部の大会に慣らすためにも、「自分のうちの中学校だけでクレーコート、土のコートだけ使わずに慣れんといかん」と。今、すごく技術も向上していますから、遅れちゃなんらんとということで、あそこを使おうとしています。ところが、「中学生・高校生は、学校ですればいいんじゃないか」というようなことで、ぶつかることはあります。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情書に対する質疑を終わります。

○霧島市ソフトテニス連盟会長（福永賢治君）

最後に一言、発言してもよろしいですか。

○委員長（池田綱雄君）

発言を許可します。

○霧島市ソフトテニス連盟会長（福永賢治君）

申し訳ないです。最後に、今の松永のコートがある地域には、温泉それから宿泊施設等もありまして、今まで日当山温泉というのが30年前くらいの頃は非常に活性化していたんですけれども、今

はひなびています。あと、駅伝競走で通過をするときに宿泊者がいるぐらいか、若しくは1月の女子駅伝で使われるぐらいかというようなことで、私の大きい意味での考えは、あそこのコートをおムニにして、近くの温泉の宿泊施設も使えるように。なぜならば、市外・県外からの合宿もいるんです。いつかは九州管内の女子大も来ていたんですけども、ハードコートは嫌われて、2年目からは来ていないというような状況でした。ですから、我々も知り合いには「こういう施設があるんだ。使わないか」と言うんですが、今のあのコートの状況ではちょっと難しいと。また、温泉施設となると、観光的にも併用できる。また、その先には松永から上の牧園のほうに向かう、非常に溪谷的な、いい朝トレ、ランニングなんかをするコースと言いますか、それがあつたんです。そういった点も今後は総合的に、あれができれば非常に活躍するというのは、市当局で考えてもらいたいと思つております。ありがとうございました。

○委員長（池田綱雄君）

ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前10時36分」

「再 開 午前10時38分」

○委員長（池田綱雄君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第4号に係る意見聴取を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

陳情第4号についての見解を申し上げます。最初に、1,751名もの方々が、隼人庭球場の施設改修に賛同されておられることに対し、真摯に受け止めなければならないと考えております。市内の他の体育施設同様に当施設も老朽化が進み、利用者の皆様に多大な御迷惑を掛けていることについては、深くお詫び申し上げます。まず、陳情書にありますような砂入り人工芝への改修をする場合の費用を算出したところ、約5,000万円もの改修費用が必要であり、また補助事業の採択には改修施設面積が狭く、対象にならないことが判明したことなどから、改修するとなると全てを一般財源で対応しなければなりません。さて、霧島市には旧1市6町ごとに様々な保健体育施設、社会教育施設、学校教育施設が存在しており、また施設の建設が昭和55年前後に集中していることなどから、今、多くの施設で改修工事が必要な状況になってきております。教育委員会と致しましては、特に小中学校義務教育施設の大規模な改修事業や緊急性の高い施設の改修に努め、教育施設の安全を第一に作業を進めているところでございます。また近年、本市では、将来にわたり継続して維持管理していく施設と、統廃合により廃止していくとする施設の検討も本格化しようとしております。これは、今後の予算規模の大幅な縮減や少子高齢化による利用者の減少などに対して、適正な施設数とその配置を見直そうとしているものでございます。次に、資料を御覧ください。資料に示したように、霧島市内には28面の専用テニスコートと11面の兼用テニスコートがございます。うち26面が人工芝コート、9面がハードコート、4面が土のクレーコートであります。兼用テニスコートの利用者数は、他の施設利用者とトータルになっており、確実なテニス利用者は把握できませんが、専用のテニスコートではまだまだ利用者数が少ない施設もあり、それらの施設の利用促進を図る必要もあります。各地にある施設の有効活用も大きな課題でございます。今回の霧島市立隼人庭球場をハードコートから人工芝コートへの改修の陳情につきましては、その趣旨は十分理解できますが、多額の費用を掛けることも困難であるとともに、市内には利用頻度の低い庭球場施設もあることから、利用される方々には、これらの施設の利用促進を図っていただきたいと考えております。なお、現在のコートの亀裂等につきましては、安全を第一に考え、部分的な補修を行いたいと考えております。また、夜間照明施設につきましても、西側には耕作地が、北側には住宅地があり、照明が影響する恐れがあること、新たな施設費用が掛かること、その維持管理費や電気料が必要なことなどから、照明施設も現在のところは困難かと思つた。教育委員会と致しましては、義務教育施設改修や2020年の鹿児島国体も見据えた施設改修を優先的に行つてまいりたいと考えております。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（松元 深君）

隼人庭球場の下のほうに、砂入り人工芝の2面が整備されましたが、18年か19年だったかと思います。このときには補助があったのか、お知らせください。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

正確な数字は聞いておりませんが、2面のあそこは、もともと学校のグラウンドであったところが駐車場として、テニスコートを2面整備されています。フェンスとかテニスコート2面で2,500万円程度掛かったと聞いております。

○委員（松元 深君）

駐車場の整備も、そのときにされましたか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

少し草とか樹木とかがあったということから、それを取って、あと砂利で。今日、御覧になったと思いますので、アスファルトではなく砂利を敷いたというふうに聞いております。

○委員（池田 守君）

今の説明で、人工芝コートも26面あるということですがけれども、先ほど陳情者にお聞きしたところ、中高生の練習とかぶる場合があると。そういうときに、使用ができないということもあったんですけれども、今の説明の中で、使用頻度の少ない庭球場も結構あるということなんですが、中高生の練習場をそちらに振り分けるとか、面的に言えば相当あると思うんですよね。ただ、利用頻度の問題で、多い所はすごく多い、少ない所は少ないというようなことで、これを万遍なくするような方法は考えられないものですか。

○教育部長（越口哲也君）

そこが今、一番課題でございます。私どもも横川のテニスコートも見させていただきましたけれども、非常に整ったいい施設でございますが、残念ながら御覧のような利用状況でございます、このような施設を広く、こちらの国分・隼人の生徒さん方に、横川を使ってくれというのは難しゅうございますので、一般の方々が広く市内のそういう施設を利用いただけるような御努力を、何とかお願いできないものだろうかというふうに考えているところでございます。

○委員（塩井川幸生君）

今、4面の工事費が5,000万円と言われましたけれども、今見た状態で、どういう工事の内容の、どこまでの範囲を言われているのか。下の2面を見たときに、擁壁から何もかもしてあるから、あの2面で2,500万円掛かっているわけです。ですから、まだすごく1面当たりが人工芝に替える、安くする方法というのがあるみたいなんです、どういう工事内容で考えているのか、説明をお願いします。

○保健体育課長（新鍋一昭君）

工事内容と致しましては、フェンスの張り替え、地盤の改修を行った上で、人工芝を張り替えるというような作業になっています。

○委員（塩井川幸生君）

フェンスと下の路盤、路盤工をして、今あるものの産廃の撤去と。そこまでを見てあると言われましたが、それが一番安くあがる方法でしたか。フェンスはそんな悪くはなかったようでしたが。あと、陳情書に「木の根」と書いてありますが、ひび割れしていたのは木の根ではなかったかと思えます。木の根は関係なかったの、何かもうちょっと安くあがる方法があるんじゃないかと。利用者が、一番納得されるのは、早く人工芝の状態でいたいということですので、今、高校の話も出ましたが、牧園高校も言われましたが、あれは横川とか牧園のコートがちゃんとありますので、そこを使うように言われたら、少しでも減るんじゃないかと思えますので、そこらも考えながら。一

番最善の5,000万円と言われましたが、私も見積書を見せてもらったら、「ああ、これだけか」とすぐ分かるのですが、いい方法がないものか考えていただきたいと思います。

○副委員長（有村隆志君）

少し確認させてください。この頂いた庭球場の資料の中に、国民休養地が観光課の所管、それから霧島緑の村も産業建設課の所管になっておりますけれども、この辺の情報が一元化できていないので、利用が進んでいないんじゃないかというふうに、ちょっとこの辺の考え方を教えてください。

○教育部長（越口哲也君）

私どもも、最初は保健体育課所管の施設のことだけで、いろいろ準備を進めておりました。しかし、市内にはいろんな他の課が所管している施設もあるということで、このように調査をしまして、利用者の数とかも今回の御説明のために調査したところ、こんなに利用者が少ないのかというふうに驚いたところがございます。したがって、体育施設は教育委員会の所管になっておりますので、この辺の情報管理をこちらのほうもしっかり取って、こういう施設があるんだということを、今後もPRしていかなければいけないというふうに実感したところがございます。

○委員（前川原正人君）

先ほど陳情者にもお聞きをしたんですが、第一次霧島市総合計画の実施計画書、これが23年度から25年度では、この庭球場に関連することについては記載はなかったんですが、25年度から27年度の、これは31ページになるんですが、「隼人庭球場改修事業、平成26年に設計実施」ということで明確に、あくまでも予定ですけど、これを予定をしたということは改修するという前提での、あくまでも計画だけでもしようではないかということが、後ろにはあると思うんです。そうでないと、この計画書には載せないわけですので。だから、計画書に載せた背景、背景は今までいろんな要請があったりしたからだと思うんですけども、これに載せた理由は何だったのか。それは、ただ計画だから載せておこうということではなかったと思うので、その辺はどうだったんですか。

○教育部長（越口哲也君）

教育委員会と致しましては、広く体育施設、やはり必要な所を教育委員会として考えながら、その計画に載せていくというのが大切じゃなかろうかなと、常々思っております。当然、当施設も老朽化が進んでいる中では、改修が必要ではなかろうかということから計画書に挙げたのも、これは事実でございます。ただ、そういう中でストックマネジメント計画、市内のいろんな施設が非常に多くございまして、旧1市6町が各々持っていた施設がこれだけある中では、市として今後、全ての施設を大がかりに改修しながら、全てを管理していくのは困難でなかろうかというのが、昨年ごろから大きくクローズアップされております。今度の6月24日にも、施設の改修計画等の講演等もありますけれども、そういう中では施設を選択しながら管理をしていかないといけないということで、その計画も非常に重要な計画でございますけれども、見送らざるを得なかった事情がございます。

○委員（前川原正人君）

見送らざるを得なかったということでも言われていても、実際、実施計画書なんですよね。実施をするという前提での計画なんです。これも個別具体的に書いてあるんです。新規事業で「隼人庭球場改修事業、設計実施を26年度、現在使用しているハードコート人工芝に改修し、利用者の利便性向上を図る」ということで、目的までしっかりと位置付けられているわけです。そういうことなんです。それだったら何らかの、先ほどおっしゃいました5,000万円ぐらいが必要になってくるだろうと。なんとか補助事業に乗せこんでとかいうこともありますけれども、それは体育施設の補助事業に乗せこむという、一定の枠の中で考えていることであって、所管課がそうですのでそうせざるを得ないという部分はありますが、ほかの補助事業、いわゆる合併特例債を使うとか、そういう方向性というのも今後、検討していく必要はあるんじゃないですか。

○教育部長（越口哲也君）

確かに、委員おっしゃるような補助事業の調査等も必要かと思えます。特に、t o t oの補助事

業とか、そういう部分での調査等も実施をしたところでございますけれども、対象面積等がちょっと不足するというので、補助事業にも乗せられないというようなことでもございました。そういうことで、現状の中では、今の施設は若干の危険性も感じておりますので、一定の補修等をしながら進めていきたいと考えております。他にも、国体が控えておりますと、非常に社会体育施設としても多くの施設の改修等が必要になってこようかと思っております。そうしますと、計画に乗せこんだ部分ではございますけれども、財源の割り振りというものも大切なところでございます。本当に教育委員会の施設も老朽化が進んでおまして、先の国分温水プールの落下事故でありますとか、非常に注意を払わなければいけない施設が多数ございますので、全体的な予算の配分といいますか、財政の要求配分というのも慎重に考えながら検討していかなければならないというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

なかなか苦しい答弁だと思いますよ。それは承知の上で質疑をさせていただいているんですが、先ほどの陳情者の説明の中でも、問題は足への負担の軽減をしていただきたいんだというのが、一つの目的でもあるわけです。そこでお聞きをしたいのは、いわゆる足への負担金計数、小学校・中学校・高校どこでも、グラウンド等については硬さとか、その計数が幾ら以下でなければならないとか、そういう一つの指標があるわけですけれども、この間、そういう調査・測定はされておられませんか。今後の課題かもしれないですが、その辺はどうなのかお聞きをします。

○保健体育課長（新鍋一昭君）

すみません。そういう調査は致しておりません。

○委員（前川原正人君）

こういう陳情書が出たということは、やみくもに出されているわけではなくて、先ほどの陳情者の話をお聞きをすると、いわゆるハードコートのほうの利用頻度が少ないんだと。いいやつと老朽化が進んでいるやつを比較したら、それはいいほうに流れるというのは、それはもう人間の心情であるし心理も働きますので、そういうふうにならざるを得ないと思うんですが、すぐにはできなくてもそういう測定を、人間にかかる負担の具合がどういうことになるのか、科学的にそこは測定をしておく必要があると思います。その中で今後、財源の確保とか、いろんなもろもろの諸条件があるとは思いますが、やるという前提の下での計画書だったら、それに向けた一つ一つ布石を打っていく必要があるんじゃないですか。

○教育部長（越口哲也君）

私どもも、ハードコートと人工芝のコートに立ってみますと、確かに足ざわりは違いを感じております。ハードコートのほうでありますと、膝とかを守るために専用のシューズが必要であるということも認識は致しているところでございます。そういうことで、今のコートを少なくとも早い段階での改修をするというのは、先ほど申し上げたようなもろもろの事情の中では困難かと思っておりますので、当面は現状の危険箇所の改修ということで対応させていただきまして、じっくりその辺の検討はしてみたいというふうに思います。

○副委員長（有村隆志君）

検討ということですので、私もちょっと検討をさせていただきたいと思っております。工法についてなんですけれども、陳情者から頂いた資料では、金額が2,600万円くらいの金額をお示しいただいており、それとあと、先ほどからオムニコートがいいということですので、照明は後からでもいいのではないかと。とりあえずオムニコートにするのが先だということで、そうであれば利用時間を7時ぐらいから使ったり、照明などはなくてもできることで、まずはそこらのことではないかと思うので、当局としても5,000万円という工事は、今あるこの陳情者の資料では上だけをちょっと剥いで、コンクリートを剥いで、その上に人工芝を張るという工法なんですけど、当局が見積もった際の工法をちょっと教えてください。

○保健体育課長（新鍋一昭君）

まず、舗装の切断・撤去・破壊等を行いまして、クラッシュ補修とか書いてございますけれども、中身を剥いで人工芝コートができるような施設にしてから、その上に人工芝のマットを敷くというような工法になっております。

○副委員長（有村隆志君）

倍くらい値段が違うので、ちょっと積算が違うのではないですか。

○教育部長（越口哲也君）

手元に見積書を持っておりますが、確かに見積書の中身は5,040万円くらいの見積りになっておりまして、当然工事でやるわけでございますので、直接工事費と共通の仮設経費であるとか、現場管理費とかのもろもろの費用も当然掛かってまいりますので、そのような総体的な費用を含めると、確かに5,040万円くらいの見積りになっているようです。ちなみに、消費税が5%で計算されておりますので、若干増えるのかなというところです。

○副委員長（有村隆志君）

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、照明を抜いてはどうなんですか。抜いた価格というのでは。それが入っているんじゃないですか。

○保健体育課長（新鍋一昭君）

この見積りの中には、照明施設のほうは入っておりません。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（中村正人君）

先ほど大会の話を陳情者の方から聞いたんですけど、今現在どういった形で開催されているかというのは把握されていますか。何か2か所でやったり、雨対策でドームでやられたりということらしいんですが、保健体育課としては、どういう現状で大会が開催されているか、把握されている部分があれば教えてください。

○保健体育課長（新鍋一昭君）

大会開催等につきましては、各競技団体等が自主的に行っておりますので、保健体育課としては把握は致しておりません。

○委員（中村正人君）

確かに公共施設マネジメント、これからでしょうけれども、やっぱりそういう状況も加味しながら、あるいは先ほど駐車場の話も出ましたけれど、そういった部分も加味されないと、あるいはこの利用者だけで各地区に、利用者に見合った部分の整備をしていくだけではなくて、そういう内容も理解されないと今後、スポーツの発展あるいは観光の部分でも関係してくると思うので。把握していないのにどうやって公共施設マネジメントをされていくのかなと思うんですが、そこら辺の部長の見解をお聴きします。

○教育部長（越口哲也君）

この教育施設のマネジメントの中では、具体的にどこの施設をどうするというのは、まだ今からの部分でございますので、その中で検討がなされていくのではないかとというふうに考えております。それと私どもも、先ほど申されました4コートをもし人工芝にした場合に、大会等の開催ができると仮定しますと、今のまた駐車スペースで足りるのかというような部分も、そういう意見も課内でも検討いたしました。そういう中では、非常に多くの方に利用していただきたいという思いがある反面、そういう大会になりますと、周りのお住まいの方々への御迷惑とか、その辺も路上駐車とかになりますと出てきますので、その辺の不安もあるのも事実でございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。委員外議員で何かありましたら。

○委員外議員（中村満雄君）

以前、保健体育課の担当の方とお話ししまして、大体こういったコートの改修というのは、道路

の舗装の会社が行っているんですよね。私自身も道路の舗装の会社に知り合いがおりまして、保健体育課の方とお話ししてしまっていて、そのときに5,000万円だということを聞いて、そんな高いはずはないよと。大体1面が500万円もあつたらできるはずだとか、そういったことを申し上げましたら、ぜひそのような業者なり、そういったところがあれば紹介いただきたいとか、そういったことを伺った経緯があります。それで、陳情者の方は、一番望ましい形はフェンスも替えて、照明を付けて、究極はそういった願望があるわけですが、最低欲しいのは今のハードコートをおムニコートに改修していただけないか。それさえ実現できましたら、先ほど塩井川委員のほうからもありましたけれども、あとは順番ということで先送りしても、それは全然構わないと。そういった御意向なんです。それで実は、そういった仮の見積りですが、入手されていて、その積算の結果が2,600万円ほどなんです。といいますと、市が見積りをされた業者が、どういった意図でそういった金額を出されたかは分かりませんが、「最初だからぶっかけておけ」とか、そういった発想で見積りをされる業者もあるということも耳にしたりしますので、当初の計画であったその5,000万円のほぼ半額でできるとすれば、計画を具体化していただけないかと。委員外ではありますが、見解を聞かせていただき、その上で強い要望ということをお願いいたします。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

記憶にあると思いますが、国分を6面、改修をちょっと前にしました。3,200万円掛かりました。単純に割りますと、場所が4面と2面で分かれていますけれども、530万円くらいということになります。これは、今まであった人工芝コートの上を張りかえている。ということは、今まで路盤もしっかりしていて、水はけもいいという状態で530万円が1面当たり掛かりました。もし、松永のこの場所を、もう1回ハードコートから人工芝コートにするとなりますと、テニスコートの人工芝というのは、下のほうにじゃばらを入れて、その上に何かアスコン層や弾性層をして、そうして人工芝を置いてというような厚層というか、何重にもなって水はけの問題もちゃんとしたもので造られるというのが5,000万円なんだろうと、私は理解をしております。高いというイメージも確かにございますが、あつたものの上を改修するという考え方と、昔の学校跡地でしたけれども、そこにもう1回人工芝コートを造るというのは少し、そこは基礎からやり直さなければならないことなのかなというふうな考え方を持っておりますので、それぐらいのお金というのは掛かるのかなと。市としましては、いいものを造ったけれども、二、三年したら水溜りができたとか、あるいは使い勝手が悪いとかいうのを後々言われたいためにも、大体人工芝も10年に1回は張り替えないといけないというふうに聞いておりますが、そういった将来的なことも考えて、市がやるということになれば、そういう構想でちゃんとしたものを造らなければならないというふうな考え方を持っております。そういうことで、ストックマネジメントの中でちゃんと位置付けて、隼人に庭球場が必要、あるいは今後どうしたらいいということが考え出されていくんじゃないかなというふうに考えております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩を致します。

「休憩 午前11時10分」

「再開 午前11時16分」

△ 陳情第5号 陳情書（少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担金制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について）

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第5号、陳情書、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担金制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について審査します。本日は、陳情者である横川町在住の片野坂重浩様に御出席を頂いております。陳情者に議事の順序等について申し上げます。まず、陳情の内容を簡潔に述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。なお、発言の際には挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して、起立して御発言くださいますようお願いいたします。また、陳情者は委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。それでは、説明を求めます。

○陳情者（片野坂重浩君）

お忙しい中、委員会の審査に時間を割いていただきありがとうございます。今、委員長のほうから説明のあった、片野坂重浩と申します。横川のほうに在住しております。少人数学級推進などの定数改善と義務教育費国庫負担金制度2分の1の復元をはかるために、国のほうに政府予算に係る意見書採択を要請していただきたく、陳情をお願いしたところです。説明を致します。陳情書のほうに、まず、35人以下学級の拡充が予算措置されていないということで書いてありますが、小学校1年・2年生と、別紙の本日の資料の1ページの①のところですが、2009年度から全ての小学校1年については、35人以下学級が都道府県の予算で実現されております。鹿児島県の場合も、2005年から小1・小2で30人以下学級ということで、知事の公約等にもあって、小1プロブレムと申して、小学校1年生に入学した段階で、なかなか椅子に座って授業を受けるという状況が、これ以前もあったかも分からないんですけど、なかなかそういうのが1日過ごすというのが難しいという状況で、先生方が子供たちに一人ひとり細かい指導ができるようにということで、知事のほうもそういうような意味で30人以下学級ということで、すくすくプランというのを実現しております。そのような状況で、鹿児島県以外のところでもそういう状況について、それぞれ都道府県の予算で行われておりました。これは、義務教育制度の状況で、少人数学級というのが実現されておりました。ただし、2011年、小学校1年生については35人以下学級というのが実現されて、これが30年ぶりの学級編成標準の少人数の引下げになりました。これの附則のほうに、小2から中3までは学級編成標準を順次改定の検討と法制をと。また、それに財源が必要ですので、そういうのも検討していくというような附則が付いておりました。そして翌年、文科省と財務省の両省でいろいろ予算作成に当たって、いろいろあった中で、とりあえず予算措置はできなかったが、加配の措置で小学校2年生は実現できました。昨年度は結局、更に上に小学3年と上がって行ってほしかったんですけど、実現されずに現状に至っている状況です。そういう中で、陳情書のほうにいろいろあるんですが、日本とOECD諸国に比べての児童生徒数ということで、これは資料が11ページくらいありますので、7ページの上段の左にグラフが書いてあるんですが、その下に過去、昨年もここで説明したように表にしてあります。1ページ目です。日本とOECD、左の段です。1学級当たりの児童生徒数の数、小・中学校の1学級当たりの生徒数ということで、OECDの調査結果をまとめたものです。日本は2012年度で27.9人、中学校が32.8人に対して、OECDのほうは21.3人と23.3人と。1学級当たりの児童生徒数が少ないということで、これは2009年から日本は以前から多い人数で、確かに前段に挙げた状況より減ってはいるんです。また別の見方から申すと、教員一人当たり、副担の先生とか専科の先生とか、いろいろ教員もいますので、そういう先生当たりで人数を割ってみて、右の表の状況になります。これは2011年度版のOECDの結果となります。そういうようなことで、日本の場合はやはり多いということで、お願いしているところです。実際に実現したところでの話で、③のところですが、「いじめ、不登校などの生徒指導の課題」がある程度改善されたというような調査結果が、資料の6ページ目、これは文科省の財務省に対するいろんな説明等の資料にあったものなんですが、インターネット等で載っています。上のほうが「学校規模といじめの発生件数」について、Aグループ・Bグループ。Aグループについては、35人以下学級を進めている県ということで9県。Bは、その他の県ということで5県。それを1,000人当たりのいじめの件数

ということで数を上げたところで、左のAグループのほうが確実に少ないと。下の「各県の取組と効果」のほうは、山形県や大阪府では、少人数学級を以前から取り入れていて、その中で、山形県や大阪府で取り入れる前と後を比べて、不登校の生徒の出現率や欠席の数が減ったというような調査結果、このような状況があるというようなことがあります。そのような状況があつて、陳情書の3段目に、今、山形・大阪を挙げましたけれども、いくつかの自治体によっては、鹿児島県の場合、小1・小2までだったんですけれど、全ての小・中学校の学年で何らかの措置をしているところがあります。その一つの例として、全国のテストでよく上位一位にあげられる秋田県なんですけれど、秋田県の情報がこの資料の7ページの裏の表で、秋田県の場合は平成15年に、小学校1・2年生そして中学校1年については33人以上の学級を持つ学年にするための加配を行ったということ。あと小学校の3年から6年、中学校の2・3年においては、基本教科20人程度の少人数の指導ができるように行っているということで、そういう取組をずっと継続して行っています。これだけとは言えないかもしれませんが、そういうような状況で、テストのいろんな結果等もいい状況が出てきているというふうに、私は考えているところです。これは、秋田の教育総合センターのいろんな資料を見つけたところでした。そのようなところで、いろんな自治体で行われていますけど、国の政策として、小学校1・2年でなくて3年以上のところも、可能な限りやっぱり少人数学級にしてもらいたいということです。そして、それに一番関わるのが義務教育費国庫負担制度というもの。これが、平成18年に三位一体改革によって2分の1から3分の1に、国の財源が縮小されましたので、それをできることなら2分の1に戻してほしいというような措置の要望の陳情書になります。あと、資料の5ページから後は、ここに書いてある小・中学校の「望ましい学級規模」の人数というのを文科省が調べた資料で、26人から30人が多かったというような資料、これは5ページの下になります。そのような資料等もあるということで、陳情書を書くに当たって裏付けとなるデータ等を資料として添えたところです。お忙しい中ですが、今後とも活用願えたらという思いで付けました。以上です。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより陳情者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

趣旨として、35人学級、鹿児島県の場合は低学年の小学校1・2年生については30人学級を県費でやられているんですけれども、問題は少しでも、例えば1回聞いて分かる子、2回聞いて分かる子、時間で言えば30分聞いても分からない子、1時間聞いてやっと分かる子、様々な子供さんたちがいるという点では、少人数学級にすることで、より分かり良い、いい授業ができるということはもちろんのことです。それと、もう一つは、今どこの学校に行きましても、正職員の教員という方がいらっしやらないんですよ。ほとんど期限付きです。それこそ、小学校にしても中学校にしても高校にしても期限付きで勤務されている方がいらっしやるわけですが、例えば少人数学級にすればするほど、正職員も当然増やしていくという作用等もあると思うんですが、例えばそういうシミュレーションというんですかね、35人学級にした場合に、期限付きの先生たちがちゃんと安定した身分の下で仕事ができる、教壇に立つことができるというふうな、そういう側面もあると思うんですが、その辺の全体像としてのシミュレーション等については、調査・研究などはされていらっしやらないですか。

○陳情者（片野坂重浩君）

まず、そのシミュレーションについてなんですが、例えば今話題になっているのが小学校3年だとすると、小学校3年の霧島市内の各学校の学級数そして人数を考えて、今40人学級ですので、これを仮に35人学級になったら何クラスになる、30人学級になったら何クラスになるということではあると思うんです。ただし、私は公的な機関にいないので、知り合いを頼っていくしかないんですよ。でも、陳情するぐらいだったらそのくらいしろと言われれば、本当にしないといけないと思うんですけれど、残念ながらそこまでできていないところです。ただし、国の制度として入れば、

教員の賃金等についても保障されるし、学級が増えたりとか、ただ今は少子化の関係で教室が余っているところもあると思うんです。そういう所を使えたりするところもあると思いますので、そういうところで子供の人数等の状況から見ても進められるんじゃないかなと思っていますところ。あと、期限付きの先生方については、確かに今おっしゃるとおり、全国の規模で悪いんですが、資料の8ページに、確かに期限付きの教職員の方の人数が増えています。その方々については、前も委員会審査で話をしたんですが、霧島市に在住なので、霧島に住みながら霧島の教育のために働けるなら働いて、子供たちに貢献したいという思いの方なんか非常に多くいらっしゃいます。ただ、中には正規の教職員を希望していながらも採用されずに、非正規で勤めてらっしゃって、そして年齢が達してしまうまで結局、非正規ではいらっしゃるのだけれど、正規で採用されなかったという方もいらっしゃるんです。ですので、やっぱりそういう意味で、全体的には非正規より正規の方をやっぱりしっかり確保して、教育を安定化する意味。そして、非正規の方も同じ学校に何年もいることができないみたいですので、そういうところは継続性も考えたら、そういうのを図っていただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（松元 深君）

教職員の定数の改善案を、25年から29年で出されて、35人学級を実施する計画があると思うんですが、これとの関連はありますか。

○陳情者（片野坂重浩君）

40人を35人に定数をしっかり改善してほしいと、全体的に。その要望はずっと行ってきたところでした。そういう中で、この小学校1年生の2011年度の1年からということになって、そしてその附則のほうで、繰り上げていくということに、こちらはもうお願いするしかなかったところだったんですが、なかなかこれは予算が伴うものですので、そのところで落ちついたところではあるんです、全国的な流れとしては。ただ、できることならやはり35人、そして35人よりは30人学級という思いはあります。

○委員（松元 深君）

国のほうも、中学3年まで35人学級の実施を計画案ができていないんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○陳情者（片野坂重浩君）

昨年の文科省の取組の様子、私も常時見ていたというわけじゃないんですが、財務省との折衝の中で、毎年度ごと、上の学年に上げていくということで、文科省のほうは財務省と折衝をずっとしていったところ。ところが、財務省の見解は、先ほど言った少人数化の状況で、現状の先生たちを維持することで改善されると。そして、その人数で教育のほうはもう充実できるということで、予算削減とかそういうような折衝でした。ただその中で、加配措置という形である程度はできてはいるんですが、なかなか定数というところでしっかりしたものをしていないことにはいけないと思っていますところ。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情書に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時33分」

「再開 午前11時35分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第5号に係る意見聴取を行います。執行部の説明

を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

それでは、陳情5号についての見解を申し上げたいと思います。国は、教員定数の改善及び加配措置等により、小学校1・2年生について35人以下学級編制を行っております。また、鹿児島県におきましては「かごしまっ子」すくすくプランとしまして、小学校1・2年生の児童数が36人以上の学校には常勤教員を配置し、30人学級を実施しております。現在、小学3年生から6年生につきましては、40人学級編制となっておりますが、きめ細かな学習指導、生徒指導等を行うために、指導方法改善加配や児童生徒支援加配が配置されているところです。今後、35人や30人など少人数での学級編制を行うことによって、よりきめ細かな学級経営を進めることができるよう、少人数学級のための加配措置をしていただくことを期待しております。ただし、この措置が行われた場合、学校によりましては、教室の不足も予想されることです。次に、義務教育費の国庫負担制度拡充に関しましては、三位一体改革により国の負担の割合が2分の1から3分の1に引き下げられております。本市と致しましては、学校教育の充実のために、従前の2分の1に復元していただくのと有り難いところです。なお、全国市長会においては少人数学級の推進、全国都市教育長協議会においては、少人数学級の推進並びに義務教育費の国庫負担制度の堅持について国に要望してきているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（平原志保君）

今、3年生から6年生まで霧島市内は40人学級をされているということなんですが、その中で、各クラスでの補助の先生ですか、入っている割合というのは何%ぐらいかお分かりですか。担任プラス補助です。

○学校教育課長（室屋正俊君）

制度の上で、3年生から6年生の学級の担任以外に、教員の配置をされているものはございません。ただ、学校全体としまして指導法改善という形で、各学校に1名とか2名配置される所がございます。それは、各学級に補助として入る形ではなくて、担任と一緒に教科によって学級を二つに分けて、教科の補充をするという意味で入っております。

○委員（平原志保君）

そうしますと、1・2年生のときには、補助の先生というのがいらっしゃったような気がするんですけども、主にクラスに発達障害やら、ちょっと学習についていけないお子さんがいるような所に、特に霧島は置いてあるというというような説明を聞いたことがあったんですが、3年生からはそういったサポートの先生がいないということではよろしいのでしょうか。

○指導事務G長（長濱信博君）

今、委員の言われたのは、特別支援教育支援員のことかと思われます。こちらのほうは学年を問わず、小学校・中学校に今、学校の希望に基づきまして配置をしているところでございます。

○委員（平原志保君）

その先生というのは、そのお子さんだけをサポートするだけで、ほかの子供たちに対する指導とか手助けというのはされないものなんでしょうか。

○指導事務G長（長濱信博君）

学校の実態に応じてという形になりますので、画一的にその子だけに支援ということではなくて、学校によりましては1学級の中に数名の子供がいてということでフォローをしております。また、その子供たちだけでなく、周りの子供たちへの関わりというところも必要な部分もございまして、そこについては状況に応じてという形で進めております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

現在、鹿児島県の場合は、小学校1年生と2年生、30人学級ということで、伊藤知事の公約ということで実現をしているわけですが、3年生以上の部分につきましては、まだ40人学級で継続している状態ですが、霧島市の場合に置き換えたときに、少人数であればあるほど分かりやすい、身近な一番、マンツーマンまではいかないですが、それに近いような形での授業が可能になるわけですし、そのことによって教員の人たちの負担も少しは軽減になるかと思うんですが、それを霧島市に当てはめた場合に、シミュレーションというんですか、35人学級にした場合のシミュレーション等についてはされてはいないのか、お聴きをします。

○学校教育課長（室屋正俊君）

少人数になって、きめ細かな指導ができるという点で申しますと、5人だったり3人だったりということになるとと思いますが、学級編成の基準という国の法律によりますと、二つの学年合わせて16名を切りますと複式学級になってしまいます。本市の場合は、そういう小規模校もございます。ですから、それを考えますと、二つの学年合わせて20名程度、一つの学年では10名程度の集団が、一番きめ細かな指導が学年ごとに、学級ごとにできるというふうになるかと考えます。それからもう一つ、シミュレーションを実際に行ってみまして、仮に35人以下学級が本市でも取り入れられたとしますと、市内の学校の中で、この対象になるのが今のところは10校ほど、割と大きな学校の学年で10校ほどが、どの学年になるかは別にして、対象になる可能性があると考えられます。

○委員（前川原正人君）

10校ほどが対象になるということで、場所というかその地域によっては10人以下という所もありますし、ほんとに少人数ということもあるんですが、きめ細かいという点では大いに推進していく必要があると思います。ただ、そのためには、あくまでも国の法律ですので、動かせないというのものもあるんでしょうけれども、例えば市独自で35人学級を実施するとなったときに、財源的にその分は一般財源からの持ち出しというふうになってくると思うんですが、そういうのも全国的にはやっている所もあるわけです。全部が全部ではないですが、一部分だけの小学校3・4年生の部分をやるとか、私としてはそういうのを当然推進したいという考えを持っているんですが、財源的な問題として、それをやるとしたならば、どれぐらいの財源措置が必要なのか、そういうのは検討をされたことはないんですか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

まだ、正確にシミュレーションをしているところではございませんが、ただ必要な費用というふう考えた場合には、学級増によって必要とされる教員の人数、県費負担教職員の場合は常勤の教員で、大体期限付きの教員を1年間採用すると300万円ほど掛かると言われておりますので、それ掛ける増えた学級数分というのが一つあるかと思います。それから、実は市内の小学校の余裕教室、実際に学級が増えた場合に、普通教室に使える教室数を調べたところ、各学年対象になる学年が35人以下になりますと増える学級で、教室が用意できない所が複数校ございます。そこについては、緊急にプレハブ校舎を建てるとか、施設面での費用は必要になってくるのではないかと考えておるところでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、国庫負担が三位一体改革によって、それ以前は2分の1国庫負担だったんですね。そして教育施設とか、いろんなそういう様々な施設の改修とか新設とかやる場合には半分、2分の1が国庫負担で、その分一般財源のほうの持ち出しも少なかったという背景もありますし、それが3分の1になって、一般財源の持ち出しも増えたということなんですけれども、例えばいろいろ今後の改修とか、新設も含めてなんでしょうけれども、1市6町合併をして、たくさんの小・中学校、一つの高校を持っていくと、当然2分の1に戻すことで相当な一般財源の節約というんですか、持ち出しも減ってくるというふうに思うんですが、その辺について大体どれぐらいの、今後のこの実施計画等で見たときに、2分の1に戻したときに、財源的な担保ができるのかという

試算とかはされたことはないですか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

申し訳ございません。ただいまの御質問に関してのシミュレーションというのは、まだ本市としては正確にはやっていないところでございます。

○委員（前川原正人君）

シミュレーションをやってなくても、国庫負担が半分となると、財政的な一般財源からの持ち出しというのは低くなるということは、客観的に見たらいいふうになるという理解で私は思っているんですが、そういう理解でよろしいですよ。

○教育部長（越口哲也君）

建築関係のほうでは補助が3分の1の部分もございませうけれど、現状を見てみますと、掛かった費用の3分の1の交付にはなっていないのも現状ではございませう。と言いますのが、生徒数とかもろもろの条件によって切られておりますので、実質的には例えば5分の1であったりとか6分の1であったりというようなところがございませうので、ここが2分の1に引き上げられたことによって、どれくらいになるのかというのは、なかなかシミュレーション自体が難しいのじゃなかろうかなと思われるところでございます。

○委員（池田 守君）

先ほど35人学級にした場合、対象となるのは10校ほどあるということだったんですけども、その10校ほどの中の児童生徒数が分かってらっしゃるわけですから、それをこういうふうに35人学級にした場合は、何クラス増えるかというのは出てくると思うんですけど、それが出ることによって設備の問題とかあるいは人件費の問題とかが分かると思うんですけど、実際どのくらい増えそうですか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

現在、分かっているのは市内の小学校の各学校の中で、仮に1学年で36人を超えた学年がどれだけあるかということで、現在は各校数で積もっておりますので、学年ごとにずっと今度は積もってみなければいけないので、少しその数はまだ私どもでお知らせする数を持っていないところでございます。

○委員外議員（植山利博君）

三位一体改革で、国の負担が2分の1から3分の1になったということで、これを2分の1に戻したら、先ほどの質問では一般財源でどれくらいかというのは積算を、シミュレーションをしていないということだったんですけど、2分の1から3分の1になったということで6分の1がなくなったわけですよ。2分の1から3分の1になったわけだから。結局は、6分の1が削られたと。この6分の1の負担は、自治体が全てかぶる形になるのか、県との関係がどうなるのか、そこを少しお示しを頂けませんか。県の負担の分と自治体の負担の部分で関わりがあるのか、全く6分の1は市町村が負担をしたのかどうか、そこをちょっと確認させてください。

○教育部長（越口哲也君）

先ほど申し上げたのは、大規模改造などに係る補助率に対しては実際、6分の1くらいしま来ていませんよということでございまして、あくまでも6分の1の国庫補助があった場合の残りの6分の5相当分は、市の一般財源ということで、施設整備については県の負担は特にございませう。この陳情の部分につきましては、国が県の人件費相当分の負担が従来2分の1であったものが、平成18年から3分の1になったと。それによって、教育公務員の配置の部分でなかなか苦しいところがあるので、2分の1に戻してほしいという趣旨でございまして、先ほどの施設の改修分とは趣旨が違うのかなと感じております。

○委員外議員（植山利博君）

今おっしゃっているのはよく分かるんですけども、いわゆる教育費を国が負担していた2分の1を3分の1にしたということは、6分の1がカットになったわけですよ。この部分は県費でと今、おっしゃったから、ほとんど県が負担する部分の6分の1が切られたと。自治体には余り影響

がないという理解でいいんですか。

○教育長（高田肥文君）

義務教育費国庫負担制度というものは、全国の約70万人いる教職員の人件費でございまして、それを総額で5兆円ぐらいということのようです。それを、国庫負担として3分の1になったために、1.6兆円ぐらいに国のほうはなっているようでございます。県のほうでは、その影響額というのは県費負担教職員ですので、我々自治体のほうにそれがすぐ反映されるということは、私どものほうでは、県のほうだというふうに。そして、県のほうには交付税措置でその部分は見ているというように聞いております。そしてまた、この3分の1も厳格に3分の1かと言いますと、除外される対象があります。県でいろんなことをやっている部分は除外ですよとか、そういう全部基準がございまして、その中で、しかも今度は子供たちがずっと減ってきますと、比較をするのにどのぐらいの影響があったかというのは非常に分かりにくい制度のようでございまして、県のほうでもそこ辺がどのように計算されたかは、また後で聞くなりして、御報告できればと思います。そういうことで、私ども市町村でこの影響額を調べているということはございません。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時55分」

「再開 午前11時57分」

△ 議案第35号 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第35号、霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

議案第35号、霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、御説明いたします。議案書の13ページをお開きください。提案理由といたしましては、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、霧島市いじめ問題対策委員会を設置したことにつき、当該委員会の会長及び委員の報酬を定めるため、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、主管課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（室屋正俊君）

議案第35号、霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。昨年9月に施行されました「いじめ防止対策推進法」を受けまして、霧島市では「霧島市いじめ防止基本方針」を策定するとともに、3月議会におきまして「霧島市いじめ問題対策委員会設置条例」を制定したところであります。今回の条例改正におきまして、その報酬額を会長1万2,500円、委員1万1,500円と定めることといたしました。「霧島市いじめ問題対策委員会」においては、弁護士、医師等を委員として委嘱し、いじめ問題に関する重大事態が発生したときに、調査機関としての役割を担っていただきます。その委員につきましては、高度で専門的な知識や経験が必要とされるものでございます。このようなことから、「個人情報保護審議会」の会長及び委員の報酬を基準とさせていただきまして、同様の報酬額を定めさせていただいております。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

今、学校教育課長のほうから説明があったわけですが、今回その報酬額を会長が日額1万2,500円と、委員が1万1,500円ということで、報酬の支払いをしていくことになると思うんですけども、今回、弁護士、医師等を委員として委嘱をするということで予定されておりますけれども、費用弁償の部分ではありますけれども、人選等についてどういう検討をしていくのか。いじめ問題が発生したときには、専門的な分野で議論をしていただくということになると思いますけれども、人選についてどういう人たちがどういう基準で、その人選を進めていくのかお聞きをしておきたいと思います。

○指導事務G長（長濱信博君）

人選につきましては現在、こちらのほうで検討中でございますが、精神科医師、臨床心理士、弁護士、社会福祉士、大学教授等の学識経験者、警察経験者、教員経験者、PTA関係者というところを検討中でございます。これにつきましては今、国の医師会とか国レベルで協議をされていて、県のほうでまた県の医師会と県で協議をされてということで、順次またこの人選につきましては、県のほうから御連絡があるということでお聞きしているところです。

○委員（前川原正人君）

私がお聞きしたかったのは人選を、例えば教育長が中に入りますよ、副市長が入りますよ、教育部長が入りますよとか、選ばれる側じゃなくて選ぶ側はどういうふうになるのでしょうかということです。

○教育部長（越口哲也君）

先ほどグループ長からあった弁護士とか精神科医とかなりますと、非常に専門的な部分が必要でございますので、そうそう多くはいらっしゃいません。そういうことで、今、始良地区内では私も霧島市、始良市、湧水町とか一定の方を押さえていただいて、その方を地区内のどの自治体もお願いできたらいいんじゃないかということでの調整を、お願いしているところでございます。執行部側は、全く入っておりません。

○委員（平原志保君）

始良市とか湧水町とか今、話が出ましたけれども、そこで出てきた方を選ばれるということで、その選ばれた方は、ほかの市町も兼任する可能性があるということですか。

○教育部長（越口哲也君）

専門的な知識があるので、そうそういらっしゃらないという中では、適任者を霧島市の委員として選任はされますけれども、当然その方は兼任という形になっていくのかなというふうには考えております。始良市の委員でもあり、霧島市の委員でもあるという形になっていくのではなかろうかなと思います。当然、合同で会議を開いてどうこうということではございませんので、その点はお含みおきいただきたいと思います。

○委員（平原志保君）

兼任で問題ない、まあ人がいないというのもあるでしょうけど、何かあったときに兼任で大丈夫なんだろうかね。同時に起こるということはないんでしょうかね、何が。

○教育部長（越口哲也君）

これにつきましては、そういう事例がどの程度起こるかということになるろうかと思っておりますけれども、現実的にはほぼ起こりづらいと、起こらないだろうという想定をしています。その中では、会議は年に最低1回は実施をしながら、そういう問題に対しての検討会というのは、霧島市としても年1回は最低開催をしながら、いつでもそういう事例が出てきたときに対応できる体制だけはとっておくということでございまして、そう頻繁に招集しなければいけないような事例というのは発生はないんじゃないかなと想定を致しております。

○委員（前川原正人君）

先ほど、執行部は入らないんだというふうにおっしゃったんですけど、要は誰かが要請しなきゃいかんわけですよ。弁護士だったり、精神科医であったり、PTA、その辺は兼務辞令ということもPTAなんかはあるでしょうけれども、その選ばれる側と選ぶ側の人たちというのは、誰たちが中に入るんですかね。例えば副市長が入りますよ、教育委員長が入りますよ、その中で何人かで議論をして、じゃあこういう対策協議会をつくりましょうというふうに流れていくとは思いますが、選ぶほうはどうなんですか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

委員の選定につきましては、医師会等の推薦も頂きながら、教育委員会事務局のほうで候補をリストアップさせていただいて、定例教育委員会、いわゆる教育委員会のほうで決定するという手続を踏んでまいりたいと思います。これは、この会自体が教育委員会の附属機関であるということに意味があるところだと考えているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時09分」

「再開 午後 1時09分」

△ 議案第34号 霧島市青少年問題協議会設置条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第34号、霧島市青少年問題協議会設置条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

議案第34号、霧島市青少年問題協議会設置条例の一部改正について、御説明を申し上げます。本条例の一部改正につきましては、いじめ防止対策推進法が平成25年6月28日に公布されたことに伴い、現行の霧島市青少年問題協議会にいじめ問題対策連絡協議会の機能を加えるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、詳細につきましては総務課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○総務課長（満留 寛君）

議案第34号、霧島市青少年問題協議会設置条例の一部改正の内容につきまして、御説明申し上げます。議案書は12ページ、一部改正条例新旧対照表は9ページから10ページを御覧ください。霧島市青少年問題協議会設置条例の中に、いじめ問題対策連絡協議会の機能を加えるため、第1条中「第1条」の次に「及びいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項」を加え、第2条の所管事務として、第1項に「第3号、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ること。」を加えるものであります。第3条、組織につきましては、第3項中「任命」を「委嘱又は任命」に改め、同項第4号から第13号までを削除し、第1号を「関係団体の代表者」、第2号を「関係行政機関の職員」、第3号を「学識経験者」に改めるものであります。改正前の第7条、庶務につきましては、組織改編等による所管変更にも柔軟に対応できるようにするため、削除するものであります。改正後の第7条、委任につきましては、「市長」を「会長」に改めるものであります。また、附則におきまして、定数及び任期の特例として、この条例の施行後、最初に委嘱又は任命する委員については、改正後の規定にかかわらず、委員の定数を17人以内、委員の任期を市長が委嘱又は任命した

日から平成27年9月30日までとするものであります。以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

まず、9ページから10ページにかけて、第3条の中で、これまで会長及び15人以内で組織すると。改正後、また同じく第3条で、委員15人以内で組織をするということなのですが、今の説明では委員の定数を17人以内というふうにされているわけですが、これはどういうことで人数の差が出たのかお示しいただけますか。

○総務課長（満留 寛君）

議案書の12ページのほうを御覧いただきたいと思いますが、この附則の第2号と第3号に15人以内とあるのは、17人以内と読み替えて適用するものとする。それと、第3号のほうで、2年とあるのは、平成27年9月30日までと読み替えて適用するものとするという形でございますが、このように、現在の委員の方の任期が、平成27年9月30日までという形で、現在15人以内ということで14人いらっしゃいます。この14人につきましては、27年9月30日まで任期があるということで、27年9月30日までは新たにこのいじめ対策推進法に基づく委員の追加を3名したいということで17人に読み替えさせていただく形をとったところでございます。

○委員（前川原正人君）

問題は任期が、委員の14名の方が27年度、来年の9月30日までと。交代時期も合わせる関係上、17人に読み替えるよと。最終的にはもう15人以内に収まるんだという理解でよろしいわけですか。

○総務課長（満留 寛君）

ただいま、委員のほうからの御指摘のとおり、平成27年9月30日までは臨時的といいますか、経過措置として17人以内とさせていただく中で、次の任期からは15人以内というような形でさせていただくものであります。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、改正前は第3条の中で、(1)から(13)までが掲げてあって、改正後は関係団体の代表者、関係行政機関の職員、学識経験者ということになりますが、大きくくくるということで、よりたくさんの人たちのメンバーを確保して充実させるというふうに理解をするわけですが、構成団体員というのは基本的にはこの(1)から(13)の間に、これにまた弁護士だったり、お医者さんだったり、警察だったりという職種の人たちが入ることになるんですか。

○総務課長（満留 寛君）

改正前の第13号までに規定いたしておりますこの職種、それぞれ団体については、ほぼこの方々はまたお願いする形になるかとは思いますが。新たに法務局の職員それから児童相談所、中学校長を委嘱する予定でございまして、第13号までの委員に加えて、ただいま申し上げました法務局の職員、児童相談所、中学校長等を追加で委嘱する予定でございます。

○委員（前川原正人君）

先ほど、議案第35号の報酬及び費用弁償の改正の部分で出てきたんですが、いわゆるいじめ防止に関係する人たちの任命権者というのは誰になるわけですか。選ばれる側は今、おっしゃいました(1)から(13)の項目に中学校長、法務局の職員、児童相談所等の人たちということで言われたわけですが、選ぶ側、いわゆる委嘱をする側、任命する側と言ったほうがいいんでしょうかね、その辺についてはどういうような選定になっていくのか。

○総務課長（満留 寛君）

この青少年問題協議会の会長は市長という形になっております。それで、市の附属機関という形で委嘱する形になりますので、市長が委嘱するという形になります。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時20分」

「再開 午後 1時22分」

△ 議案第36号 霧島市税条例等の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第36号、霧島市税条例等の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

続きまして議案第36号、霧島市税条例等の一部改正について御説明いたします。昨年12月24日に閣議決定されました「平成26年度税制改正大綱」に基づく地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されました。法改正に伴い、平成26年4月1日から施行される部分につきましては、去る3月12日の全員協議会で説明させていただきましたとおり専決処分を行い、今定例会に報告させていただいたところでございますが、それ以外の部分につきましては、第36号議案と致しまして今回、提案させていただいております。霧島市税条例の一部改正の概要と致しましては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資とするものであります。また、軽自動車の税率を現行の約1.5倍に引き上げ、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車について、概ね20%の重課税率を適用するほか、法改正に伴う字句や条番号のずれを修正しようとするものでございます。以上が概要でございますが、詳細につきましては税務課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○税務課長（谷口信一君）

それでは、私のほうから詳細につきまして御説明いたします。議案は14ページからの霧島市税条例等の一部を改正する条例、新旧対照表は12ページからになります。まず、市民税に関する主な改正につきまして御説明いたします。第34条の4でございますが、法人市民税につきまして、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税法人税割の税率を引き下げ、その引き下げた部分を国税化し、地方交付税の原資とするものであります。改正内容と致しましては、法人市民税の税率を100分の14.7から100分の12.1に改正するというものです。これは、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。次に、軽自動車税に関する主な改正につきまして御説明いたします。第82条第1号でございますが、原付及び二輪車の標準税率が約1.5倍に引き上げられます。これは平成27年度から適用されます。例を挙げますと、原付（50cc以下のもの）は現在1,000円ですが、これが2,000円へ、軽二輪（125cc超250cc以下のもの）は現在2,400円ですが、これが3,600円と改正するものであります。次に、第82条第2号及び第3号でございますが、軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率が自家用車は1.5倍、その他は1.25倍に引き上げられます。これは、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから適用されます。例を挙げますと、四輪の自家用乗用車は、現在7,200円ですが、これが10,800円へ、四輪の自家用貨物車は、現在4,000円ですが、これが5,000円と改正するものであります。最期に、附則第16条でございますが、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車について、標準税率の概ね20%重課が導入されます。これは、平成28年度から適用されます。例を挙げますと、四輪の自家用乗用

車は、現在7,200円ですが、これが1万2,900円へ、四輪の自家用貨物車は現在4,000円ですが、これが6,000円へ改正するものであります。これらの区分ごとの現行税率、改正税率案は別紙資料1に掲載しておりますので、参考にしてください。以上、今回の条例改正に係る主な改正点につきまして内容を御説明しましたが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

今回、国の法律が改正になって、本市の条例もそれに適合といいますか、改正ということになるわけですが、給与所得の控除について、例えば段階的に見直しをされていくということになるんですが、これは本市の場合に当てはめた場合にどのような影響と、どのように変化をしていくのかお聴きします。

○市民税G長（森 裕之君）

今、おっしゃられたのは、給与所得控除の上限の見直しの話だと思いますけれども、これらは所得税法及び地方税法の改正で、給与の所得が1,000万円以上の方の控除が変化するということですが、これは今申し上げました所得税法及び地方税法の改正でありまして、霧島市の市税条例の改正の部分はございません。現在、1,500万円以上の所得がある給与所得者の方の控除が、1,500万円の給与所得に対して245万円が控除額として引くことになっております。これを平成29年度から1,200万円以下の給与所得者から引く控除を230万円に減らしますと。そして、同じく平成30年度になりますと、1,000万円の給与所得の方から引く控除が220万円になると、減っていくということになります。

○委員（前川原正人君）

ちょっと、この前の専決処分の部分との絡みもありましたので、お聴きをしたんですが、もう一点は今回、先ほどの説明の中で、法人市民税の税率を、これは実効税率になると思うんですが100分の14.7から100分の12.1ということになるわけですが、その一部分が国税化されるという一つの背景があるわけです。その国税化された分は、地方交付税の原資になるということで先ほど説明があったわけですが、これが市への影響というんですか、国税化されて地方交付税の影響というよりも、いわゆる財源措置をされて、それがまた配分をされるというふうになっていくわけですが、霧島市の場合は今回の税条例改正によって、どういう影響、変化が出てくるのか、シミュレーションなどはされていらっしゃるのでしょうか。

○税務課長（谷口信一君）

法人市民税の税率の改正に伴う影響でございますけれども、まず平成25年度の調定を基に考えますと、一応13億円ぐらいの法人税割分がございます。それで、12.1%に割り戻しますと、約10億7,000万円ほどになります。13億円から10億7,000万円を引きますと約2億3,000万円の減収ということになります。これを国税化し、地方交付税の原資とするということでもありますけれども、交付税特会に直接繰り入れるというようなことまでは聞いているんですけど、ここからどういう計算をして、市の交付税の中に入ってくるのかなというのは、まだはっきり分からない状態でございますので、差し引き幾らプラスになるとかマイナスになるとか、まだその辺はちょっと言えない状態でございます。

○委員（前川原正人君）

本来であれば、一部国税化して、交付税会計に国が入れて、あと交付税で各市町村に配分をするというのが地方交付税の法律の趣旨だと思うんです。本来であれば、この税率格差というのは地方交付税の財源措置と、本来であれば財源調整をやっぱり強化をするということが一番大事だと思うんですが、ここの場所で国政の税について議論をしても、なかなか難しいところがありますけれども、格差を少しでも縮減、幅を縮めようと思えば、本来であれば財源確保と財源

調整っていう部分も強化すべきだというふうに私は考えるんですが、その辺の見解についてお聴きをしたいと思います。

○総務部長（川村直人君）

地方交付税につきましては、今、議員御指摘のとおり、国が全国の市町村あるいは都道府県もなんでしょうけれども、交付税の配分を受けられるところにつきましては、毎年度詳細な計算の下、普通交付税とそれから特別交付税と措置されるわけでございます。今この税源が移るといようなことでもございまして、この交付税の影響額ということだったわけですが、なかなかこの交付税額そのものを推計するのは非常に難しい技術が要ります。といいますのは、非常に算定につきましては、人口とかあるいは面積とか様々な要件がございまして、それで一つ一つまた年度年度でそういった係数なども変わってまいりますので、あくまでも当初予算の段階でも、過去の推移などを勘案して予算計上いたします。ですから、この点についてだけの積算をということですが、なかなかそれはもう難しいと言わざるを得ませんので、御理解いただきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

それと、大きい変化、霧島市に大きく影響する部分が、先ほどの説明でもおっしゃいましたけれども、軽自動車税及び小型特殊自動車の標準税率が変化をし、値上がっていく。自家用車については1.5倍と、その他については1.25倍ということでおっしゃいましたけれども、大体これが値上げによって、ある意味自主財源となり得る税収という側面も持っているんですが、それが今回の改定によってどれぐらいの変化をするのか、お示しいただけますか。

○税務課長（谷口信一君）

軽自動車関係の今回の改正による増額、税収の伸びでございますけれども、資料のほうをちょっと見ていただけますか。それでは、まず上のほうの表、この分につきまして標準税率が改正になっている部分でございますが、これは平成27年度からということで、現在の車両の状況で試算しますと、1,600万円ほど増になる見込みでございます。それから、下の表の部分でございますけれども、これは新規登録したものからということでございます。28年度からの課税ということでございますが、これが1,500万円ほど増加する見込みでございます。それから、重課につきましては、これも28年度からでございますが、850万円ほど増加するというふうに試算の結果が出ております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時39分」

「再開 午後 1時41分」

△ 議案第39号 霧島市火災予防条例の一部改正について

△ 議案第41号 財産の取得について

△ 議案第44号 財産の取得について

○委員長（池田綱雄君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第39号、霧島市火災予防条例の一部改正について、議案第41号、財産の取得について及び議案第44号、財産の取得について審査します。執行部の説明を求めます。議案第39号から順にお願いします。

○消防局長（木佐貫誠君）

議案説明の前に、消防局の概要について御説明申し上げます。消防局の組織は、消防本部・中央

消防署・北消防署からなり、消防本部に総務、警防、予防及び情報司令課を配置し、消防全体の指令管制を行う情報司令課を除き、他の3課は人事管理を始めとし、消防法や関係法令等に基づく事務的業務を主に行っております。また、消防署におきましては、消火活動・救急活動・救助活動及び予防査察業務等がその主たる業務でありまして、中央消防署が国分・隼人・福山・溝辺を、北消防署が牧園・霧島・横川地区をそれぞれ管轄しており、霧島市民12万8,000人の生命、身体及び財産を守るため365日、昼夜を問わず日々業務遂行に努めているところでございます。そのような中、平成25年中の救急出動件数は全体で5,529件、搬送人員は5,066人で、前年に比べて出動件数は33件の減少、搬送人員は50人の減少とはなりましたが、一日の平均出動件数は15.1件で、住民の約23人に1人が救急車を利用したことになります。また、火災件数につきましては、平成25年中は62件で、前年に比較しますと17件の増加という状況でございます。本日の議案につきましては、昨年、京都の福知山市で発生した花火会場における火災を受けての、消防法施行令の一部改正に伴う火災予防条例の一部改正並びに財産取得の案件をお願いするものであります。この後、議案別に各々担当課より説明を致しますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○予防課長（吉村茂樹君）

議案第39号、霧島市火災予防条例の一部改正の提案理由は、消防法施行令の一部改正に伴い、対象火気器具等の取扱いに関する基準が見直しされたことから、本条例の所要の改正をしようとするものであります。新旧対照表の23ページを御覧ください。中央より下の升の中、改正後の欄、新たに第18条第1項第9号の2、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること、と定めております。24ページを御覧ください。第42条の2に、消防局長は、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命等に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定しなければならない。第2項に、消防局長は、前項の規定により指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴くこと。第3項に、消防局長は、第1項の規定により指定したときは、遅滞なくその旨を当該催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない、としております。第42条の3に、指定催しを主催するものは、速やかに防火担当者を定め、催しを開催する日の14日前までに、次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。としており、第1号、防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。25ページを御覧ください。第2号、対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。第3号、対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。第4号、対象火気器具等に対する消火準備に関すること。第5号、火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。第6号、前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。第2項、前条第1項の指定催しを主催する者は、14日前までに前項の規定による計画を消防局長に提出しなければならない。としております。第49条、50条は罰則規定でありまして、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかったものは、30万円以下の罰金に処するとしており、この罰則は代表者や管理人にも及ぶ両罰規定となっております。施行期日につきましては、平成26年8月1日としております。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

まず、議案第41号、財産の取得について御説明いたします。財産の種類及び数量は、40m級はしご付消防自動車1台でございます。取得の方法は随意契約、取得金額は1億9,398万9,600円で、取得の相手方は鹿児島県鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二です。提案理由は、霧島市消防局中央署の40m級はしご付消防自動車1台（平成7年式）を更新し、配備するために財産を取得しようとするものです。平成26年5月15日、総務部財務課で入札を執行しましたが、状況については3社の業者に案内しまして、3社による入札となりました。2度の入札に付しましたが不落となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低

入札業者と協議を実施し、随意契約となったところでございます。次に、議案第44号、財産の取得について御説明いたします。財産の種類及び数量は、消防小型動力ポンプ付普通積載車が4台、対象としては、霧島市消防団横川方面隊佐々木分団小原、霧島市消防団横川方面隊山ヶ野分団古城、霧島市消防団牧園方面隊持松分団、霧島市消防団福山方面隊第三分団佳例川部でございます。取得の方法は随意契約、取得金額は2,224万8,000円（4台合計）、取得の相手方は、鹿児島県鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二です。提案理由は、霧島市消防団の消防小型動力ポンプ付普通積載車4台（平成4年式）を更新し、配備するために財産を取得しようとするものです。平成26年5月29日、総務部財務課で入札を執行しました。状況については5社の業者に案内しまして、5社による入札となりました。2度の入札に付しましたが不落となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低入札業者と協議を実施し、随意契約となったところでございます。以上で議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより、執行部に対する質疑を行います。まず、議案第39号について質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

先ほど説明があったわけですが、第42条の2、21ページの議案書のほうですが、この中で火災が発生した場合、人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならないということで、これは任意規定ではなくて義務規定ということで、なければならないということにくっついてあるわけですが、指定催しとして指定することが義務規定になっているわけです。その中で、市内ではどれくらいの件数が指定の範囲に。業種にもよるんでしょうけれども、小さい露店の人たちから大きい露店の人たちまでたくさんいらっしゃると思うんですが、夏祭りなんかはその行事によっては該当になると思うんですが、その辺についてどうなのか、お示しいただけますか。

○予防課長（吉村茂樹君）

消防局長が、多数の者の集合する祭りというものを指定する数字が、ここには出しておりませんが、これからしっかり定めるものではございますが、主催者の発表ということにはなっておりますけれども、人出が11万人を超えるもの。それと、露店などの出店数が100店舗以上、これについて指定をするというような国からの通知がある程度来ておりますので、これを基準に今後定めさせていただきますけれども、これを霧島市内である祭りに置き換えたときに、市の観光課あるいは商工会議所等からいろいろ伺っているところでは、隼人で行われます初午祭、この人出が20万人、露天商等が130店舗というふうに伺っておりますので、現状ではこれが1件だけというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

現実を見たときには、一つぐらいであろうということで御説明いただいたわけですが、今度は第42条の2のまた2の中で、当該催しを主催する者の意見を聞かなければならないということで、この施行日が先ほどおっしゃいましたように今年の8月1日から施行するというふうになっているわけですが、実際、先ほどおっしゃるように人出が11万人以上で、露店が100店舗以上ということになると思うんですが、大きい小さいを入れると相当に膨大な数になると思うんです。しかし、現実では一つぐらいないし二つぐらいだろうかなという気もするんですが、8月1日までに意見を聴取したり、そして消防局としてちゃんと所定の手続を踏んでいくことになるわけですが、物理的な部分、時間的な部分というのも制約があると思うんですが、その辺の支障はないのか。数が多ければ、相当な労力と時間が掛かるというふうになりますけれども、現時点での想定範囲内ではどうなのか、お聴きをしておきたいと思えます。

○予防課長（吉村茂樹君）

先ほども申し上げましたとおり、これに該当するのは初午祭ということですので、時期的には

年が明けてからということになろうかと思えます。ただし、条例改正でございますので、議会で議決を頂いた後には、直ちに公示しなければいけないというふうに考えております。期間が1か月弱ぐらいしかないのかなど、7月あたりに公示をしまして8月1日からということになろうかと思えます。先ほど説明しました中で、市の観光課あるいは霧島商工会議所、霧島市商工会、そういったところとはいろいろ打合せをしておりますので、まだ決定しておりませんが、このようになりますというお話もしております、具体的な形というのはこれから詰めていかなければならないかと思えますが、何とか形としては8月1日に施行という形にもっていきたいと考えております。

○委員（平原志保君）

昨年、京都の福知山市で発生した花火大会があったから、今回こういうのが作られるんだと思うんですけども、これも11万人とかそういう数が出られていた大きな祭りだったのですか。

○予防課長（吉村茂樹君）

正確な数字は、私ちょっと今ここで把握しておりませんが、国からの通知の中には、この福知山市の火災を受けてということで、人口であったり露店の出店数、そういったものが定められたものと思っております。

○委員（平原志保君）

私も、この夏の夏祭りの実行委員とかをやっているんで、ちょっとびっくりしたんですけども、そうしますと、霧島市内で行われる夏祭りなどは、特に関係ないということなんですよね、今の話ですと。

○予防課長（吉村茂樹君）

消防局長が定めるものには該当しないんですけども、人出の多いところで、火気器具等を使うときには、消火器を準備しなさいというのがもう基本原則でございますので、全く規制がないわけではございません。これから幾つかの祭りが霧島市内で開催されることになりますけれども、これは当然、昨年火災が起きました、死傷者が出たということを受けまして、早速次の日から消防局としまして、県内の消防本部としましてお互いに連絡を取り合いながら、祭りの会場に出向きまして、いろいろ御指導をしながらやっております。今回は新たに、改めてこういった規制ができましたので、規制の中での指導になっていくというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃった福知山市の火災というのは、ガソリンの小型タンクというんですかね、あれの本来であればエアを、ガスを抜く長ネジの部分の緩めておけば、ガスは充満しないで噴き出さなかったというのが反省だったと思うんです。しかし、今おっしゃった、法令上は11万人以上、露店が100以上、該当になるのは初午祭ぐらいであろうということでおっしゃったんですが、福知山市の事故を見てみると、小さいタンクのガス抜きが、いきなりキャップを開けて噴出したということになると、今度行われる国分の夏祭りなんかでも、それはやはり該当をすると思うんです。ですから、ここの中での火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものですので、火気類については全てという理解をするんですけども、その辺についてはどうなんですか。

○予防課長（吉村茂樹君）

委員のおっしゃるように、そういったものを取り扱うのは全て対象と言えれば対象でございます。ただ、消防局長が大規模なものだということでは指定はしませんよと。指定をするかしないかの話になりますと、そこに11万人以上というのが出てきますけれども、それよりも未満であっても、確かに消火器の準備をしなさいとか、福知山市であったガソリンのタンクの取扱いについては注意をしなさいというのは、それは当然皆さんに関わる問題であるというふうに思っております。消防局もそのような指導を今後も続けていくつもりでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（松元 深君）

新旧対照表で、9の2に今、言われたような消火器の準備をなさいということが書いてあるんですが、主催者だけではなくて、出店される方への周知を図る必要があると思うんですが、どのような方法をとられるのか、お聴きしておきます。

○予防課長（吉村茂樹君）

今、御指摘がありましたように、当然主催をする方に御説明をするということにはなります。それから、出店業の鹿児島県の組合というのがございまして、昨年もでしたけれども、そちらのほうへ連絡を取ったりもしておりますが、これは鹿児島市内に所在しておりますので、鹿児島市消防局が中心になって、そういった指導もあると思います。出店商の方々は、例えば霧島市の方が霧島市だけに出すというわけではございませんで、県内あるいは県外までも出向いてそういった仕事をされますので、やはり県のそういった組合がございまして、そういったところを利用しながら指導していきたいと考えています。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員外議員（中村満雄君）

先ほど、たくさんの方がお集まりになる規制の対象は初午祭ということでしたが、現実にたくさんの方が霧島市内で集まる機会というのは、市内のほうでは国分夏まつりとか初詣、あの鹿児島神宮・霧島神宮は、現実規制の基準といいますか、先ほど言われました露店が100店舗とかそういった基準と比べて、実際はどんな状況なんですか、分かりましたら。あれは何で外すのということで、行ったらすごい人出で、結局、初詣なんかのほうか人と人との間とか非常に狭く、露店もそこにある。冬場だからガソリンは爆発しないだろうとか、そういったことかもしれないけれども、実際にそういった、どれくらいの露店が出ていて、どれくらいの方がお集まりになっているのか。先ほどおっしゃっていたのは、初午祭だけだと。それは、どこからそのような基準を引っ張りだされたか。何で初午祭だけの線引きになったことを認識されたんですか。

○予防課長（吉村茂樹君）

当初申し上げましたように、市の観光課が主催するといいますか、祭り等々のいろいろなもの状況をつかんでいらっしゃるようでしたので、相談に行きまして、資料も頂いてはおります。霧島市内での主だった祭り等々です。その中で、そういった数字というのは国から示された数字、この数字につきましては、昨年ありました福知山市の火災が基準になって、国が示した数字のようでございます。これに基づいた形で、これから数字等も実際は定めていくこととなりますけれども、単独で霧島市だけが基準を下げるといってもいけません。それは、先ほど申し上げました、県内の至る所で祭りがございまして、それぞれの所で実行委員会が立ち上がったり、あるいは露天商の方々が同じような形で回られますので、できるだけ霧島市だけじゃなくて鹿児島県全体の市町村が同じような線引きの下で規程を定めるべきであろうというような考え方も持っているところでございます。その初午祭だけがというのは、私どもは明らかなどれくらいの数字というのは、全部はつかんでおりません、実際申し上げますと。おっしゃるように、国分の夏まつりあるいは木市、そういったもの、人出が非常に多うございます。今年の木市にも私ちょっと足を運んでみたんですけども、たくさん露店も出てはおります。そういったものが該当するのかもしれないかというのは、正確には分かりませんが、今のところでは初午祭だけであろうというふうな認識を持っているところでございます。

○委員外議員（中村満雄君）

結局、要は観光課が条件を出したら、初午祭だけが該当しますよということを聞いて、それなら初午祭でしょうということを決めてしまったと。本当は、ちょっと下であったかもしれないとか、そういったことが疑問に思いますということと、厳しい条件ということは、祭りに参加される方の

安全を確保するという一方で、いいわけですね。いたずらに厳しくしなさいということ言うわけではないですけども、率先して霧島市が厳しい条件を出してもいいんじゃないですか。というふうには思います。よそと一緒にやる必要は何もないと。霧島市独自で厳しい条件を出したよということで、その条件を出したことによって露店が逃げるわけでもないでしょうし、そのように思いますが、いかがですか。

○予防課長（吉村茂樹君）

今、おっしゃったように、厳しい規制というのは必要ではないかと思えますけれども、野放しにしているわけでもございませんで、基本的に火気等を取り扱うものというのは、液体の燃料であったり、固体の燃料であったり、気体の燃料、それぞれそういったものを扱う店舗は消火器の準備をしなさいよということは、まずこれは原則論でございます。大規模なものというのは、主催者の発表ということでございますので、その辺は我々が行って人数のカウントをするわけにもいきませんので、主催者発表の中での取り決めの数字ということになります。取り決めについては、いろいろ御意見はあろうかと思えますが、検討の必要があろうかと思えます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第39号に対する質疑を終わります。次に、議案第41号について質疑はありませんか。

○副委員長（有村隆志君）

はしご車を購入した後の、その古いほうはどういった形で処分になりますか。

○消防局長（木佐貫誠君）

更新後における、現在使用しておりますはしご付消防自動車でございますけれども、鉄くず、スクラップ等の処理を考えているところでございます。非鉄金属としてでございます。

○委員（前川原正人君）

結果的に随契になってしまったわけですが、実際、辞退の業者さんがいらっしゃって、入札をやって、再入札やって、それでも落ちないと。これは特殊車両ですので、最終的には随契ということで自治法施行令でも規定をされていて、法的には問題はないと思うんですけども、お聴きをしたのは、最低制限価格というのを設定はされていらっしゃったんですか。

○消防局長（木佐貫誠君）

最低制限価格というものは設定をしてございません。

○委員（前川原正人君）

それは1円入札でも法的にはOKなんだろうけれども、随契をやったという最終的なその結論で見たときに、落札率はいくらぐらいだったんですか。

○消防局長（木佐貫誠君）

落札率におきましては、99.9%でございます。

○委員（前川原正人君）

大体100%ということになるわけですけども、株式会社鹿児島消防防災の業者さん、これは辞退をしたということですけども、これは業者さんが判断をすべきことで、何で辞退をするのかとは言えない部分があるんですけども、その背景には価格の、余りにも設計単価というかその辺がやっぱり高く見積もっていらっしゃるんじゃないかというような、そういう見方もあると思うんですが、どのようにその辺をお考えなのか、お聴きをしておきたいと思えます。

○消防局長（木佐貫誠君）

消防自動車の仕様につきましては、全ての車両そうでございます。はしご付自動車についてもですが、車両の見積り、予定価格等につきましては、全国的にもほぼ同様の仕様でございます。それらの中でいろいろな他行政機関の購入価格、そしてまた現在インターネット等も普及しておりま

すので、そのようなもの。それと、業者からの情報収集等を含めまして、必要最低限の中で入札を行わせていただいておりますので、結果として落札率が高くなっておりますが、適正な見積りであったのではないかと考えております。

○委員（前川原正人君）

結果論でしかない部分もあるんですが、最初の入札をやりました。再入札やりました。それでもだめでした、随契ということで、本当に結果でしか見れない部分ですけども、特殊車両という特性もあるとは思いますが、しかしやっぱり入札で競争をするというのが、本来であれば競争性を持って、最少の経費で最大の効果を上げるというのが自治法の趣旨であると思うんです。だから、結果論だけでしか言えない部分がありますけれども、その辺は辞退者が一方では出て、一方では99.9%という落札率ですので、やはり今後、相当研究・検討が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○消防局長（木佐貫誠君）

消防車の仕様につきましては、例えば今年度は非常備につきましては4台、例年におきましても2台又は3台というふうに、あらかじめ業者さんもそれなりの情報を知っておられると思います。そうした中で、全国的な装備品としても規定の国家検定を受けた装備品でございます。それなりの価格となっていると思います。そうした中で我々も必要最低限の、いわゆる予算枠の中でいろいろと苦慮・考慮した中で、今までの情報そして単価等を計算して、最低の価格に持っていき、結果として先ほど申し上げましたけども、落とすどころといたしますか、そのような形になってこういう落札ができたのではないかと考えております。

○委員（池田 守君）

旧車両が平成7年式ということで、20年近く使った、耐用年数が来たということなんだと思いますが、出初め式あたりではデモンストレーションで見たことがあるんですけども、実際このはしご車が出動したのを見たことがないんですが、この間に何回くらい出動しましたか。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

中央署のはしご車の出動回数ですけども、19年経ちますが36回でございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員外議員（植山利博君）

ちょっと確認をさせてください。議案書の25ページを見えています。議案第41号の入札状況のところを見ているんですけども、2回入札をされたと。それぞれこう金額が書かれているんですが、この金額は消費税を含んだ金額と理解してよろしいですか。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

消費税抜きの価格です。

○委員外議員（植山利博君）

備考のところの随意契約見積額というのは、1億9,398万9,600円、これは消費税を含んだ金額だということですよね。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

そのとおりです。税抜き価格としましては1億7,962万円です。

○委員外議員（植山利博君）

結局、1回目の入札も2回目の入札も、最初に見積もってらっしゃった予定価格よりも高かったから落札ができなかったということで理解すればいいですよ。そういうことですよ。

○消防局長（木佐貫誠君）

議員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第41号に対する質疑を終わります。次に、議案第44号について質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第41号と共通の部分があると思うんですが、今回この消防小型動力ポンプ付きの普通積載車を4台まとめて購入するというので入札されているわけですけども、落札率をまずお聴きをしておきたいと思います。

○警防課長（竹ノ内優君）

先ほどと同じく99.9%でございます。

○委員（前川原正人君）

これも先ほどと同じように、辞退者が2社いらっしゃる。これは積算単価が高くなっているのかなという気もするんです。だから、こういうふうには採算が合わなければ辞退をされるし、いや、積算単価よりも安くというふうには、結果論でしかないわけですが、本来だったらもっと工夫をするべきというのは、先ほどと同じようなことなんです。近隣市町の動向などは資料としてどういう状況なのか、そういうのは勘案をされたと思うんですが、その辺についてはどうだったのか。買う金額だったり、車両の中の装備品等にもよって様々で、同じようなケースにはならないと思いますが、近隣市町と比較をした場合にどうなのかということをお示しただけですか。

○消防局長（木佐貫誠君）

今、前川原委員がおっしゃったとおりでございます。車両につきましては、それぞれの自治体でその内容・目的、そういうようなものに基づいて車両が構成されますので、例えば資機材等の問題も含めませんが、ここで言うのは車両を前提として、他都市、自治体、隣接消防本部等の同じ積載車など、そういったもろもろの平均的な価格、装備品は本部でいろいろ違いますので、抜きにした中での提示価格というものを設けて予算編成をしたところでございます。ですから、近隣でも落札したところが、森田とか消防防災、そのようなところで落ち着いているような状況ではございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（松元 深君）

先ほど委員外議員の植山議員も質問されましたが、この追加議案の2ページのほうは随契見積り額が税抜きで記載されているんですが、これは統一すべきだと思いますが、外税と税抜きと書いてあるから、この辺も見にくいところがあります。さて、今度4台の小型ポンプ付自動車を導入するわけですが、この資機材について、各分団等の意見も取り入れられるのかお聴きしておきます。

○警防課長（竹ノ内優君）

分団からの意見の聴取につきましては、聞いてはいないんですけども、例年どおりということでは資機材のほうは準備いたしました。そのほかに、今後のことを考えまして、拡声器それから投光器とか、そういう部類も含ませていただいております。

○委員（松元 深君）

今回は、山手のほうだけですので、ジェットシューター等の資機材も当然入れていると思うんですが、そこ辺もまた加味していただきたいなと思います。それと、今度乗っている小型ポンプについては全部、同機種なんですか。

○警防課長（竹ノ内優君）

同一でございます。

○委員（松元 深君）

この4台とも、車も機材も全て同じということで理解してよろしいですか。

○警防課長（竹ノ内優君）

そのとおりでございます。

○委員（池田 守君）

4台は、1台当たり556万2,000円となるようですけれども、これが高いのか安いのか分かりませんが、今、松元委員が言われたその小型ポンプと、もし車両と分けられるんだったら、それぞれの金額はいくらか分かりますか。

○警防課長（竹ノ内優君）

すみません。その資料は持ち合わせがなくて、後日でよろしければまた提示したいと思います。

○委員（中村正人君）

資料は今、持ち合わせてらっしゃらないということですが、車両の話ですが、メーカーによって、例えば車両が新型車両、ほかのメーカーはもうモデルチェンジ前の車両とか、メーカーによったりあるいは新型あるいはモデルチェンジ前とかなると、価格が大分違ってくるという話は聞いたんですが、そこら辺りは検討をされたり考慮されているのでしょうか。

○警防課長（竹ノ内優君）

車両等の入札までは指示がしてありませんので、資機材ということで入札をお願いしております。

○委員（中村正人君）

車両においてもいろいろな技術の進歩もあると思いますので、できましたらそこら辺りも検討の中に入れていただければ、少しでも最先端の車両になるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。要望です。

○警防課長（竹ノ内優君）

中村委員の言われたことにつきましては、また検討させていただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員外議員（徳田修和君）

円滑な審査をちょっと妨げるようですので、委員長に確認をしておきたいんですけれども、議案39号について、もう1回だけ聞いておきたいことがあるんですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（池田綱雄君）

39号ですか。委員の皆様にお諮りします。発言を認めてよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

御異議なしと認めます。それでは発言を許可します。

○委員外議員（徳田修和君）

先ほど中村満雄議員のほうから質問があったんですけども、初詣等は催しとしては大きいのではないかなという質問が出ていましたが、初詣というものは催しではないのですか。

○予防課長（吉村茂樹君）

初詣は、祭礼といったものに該当するというふうに考えれば、今回の規程の中に入るものとは思いません。

○委員外議員（徳田修和君）

今、ちょっとネット情報で見たところ、鹿児島神宮の参拝客が約23万人、霧島神宮が34万5,000人というような数字が出ているようでしたので、そこら辺の指定催しというところの中身が、もう単純なお祭りだけの査定になるのか、また日程が、お祭り1日当たりが11万人なのか、その催し期間の3日間で11万人なのかとか、そういうところの確認はされているのでしょうか。

○予防課長（吉村茂樹君）

それぞれに1日当たりというふうに考えております。

○委員外議員（徳田修和君）

霧島神宮・鹿児島神宮は、この霧島市にとっても大切な神宮でありますし、そのように人数の多い所ですので、またそういうのが催しとして当てはまるのかどうかということを、確認をしていただきたいということだけ指摘させていただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

では、先ほど検討をするということでしたので、よろしくお願ひいたします。ほかにありませんか。

○委員外議員（中村満雄君）

議案第44号で、その前にもつながりますが、霧島市の消防署に森田ポンプの納入実績というのは、継続してある会社ですか。

○警防課長（竹ノ内優君）

はい、そのとおりでございます。

○委員外議員（中村満雄君）

落札率99.9%、こういったのは例年99.9%ですか。

○警防課長（竹ノ内優君）

例年、そのとおり入札いたしております。

○委員外議員（中村満雄君）

となると、やっぱり何かおかしいんじゃないかなと思うのが普通ですよ。何でそんなになるんだと。ということは、近隣のいろんな市町村の、該当するかどうか分かりませんが、順番に業者が今度は霧島市、今度は曾於市とか、ぐるぐる回しているんじゃないかと、そういった意味で近隣の市町村がどの会社から購入しているとか、そういった情報は把握してらっしゃいますか。

○警防課長（竹ノ内優君）

近隣につきましては、入札時期が異なりますので、ちょっとそこまでは情報を入れていないところでございます。

○委員外議員（中村満雄君）

入札時期が異なるというのは、それは事実そうでしょうけれども、要は、今回はうちよ、その次はおまんさあのとこよとか、そういったふうなことを一般市民は考えてしまうと。だから、順番にぐるぐる回して高めで入札しましょうねとか、そういったことが行われていないかという疑いが持たれてしまうと。ということは、もう一回言いますが、それなら近隣の市町村での落札率というのも99.9%ぐらいですか。

○警防課長（竹ノ内優君）

予想としましては、今言われたとおり、今回のような随意契約による場合は、そのような入札をしていると思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第44号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時33分」

「再開 午後 2時50分」

△ 自由討議

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより、陳情第4号から議案第44号までの自由討議に入りますが、本日の会次第順に進めますので、意見があれば御発言ください。それではまず、陳情第4号について意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

陳情第4号の件については、足への負担というのを考えますと、足に掛かる負担計数を、行政の

責任でどれくらいの硬さ、どれくらいの床が一番適正なのかという、そういう測定をやるべきではないかというふうに思います。それは、採択するしないにかかわらず、やるべきであろうということです。それともう一つは、第一次霧島市総合計画の実施計画書の中でも、隼人庭球場の改修事業というのは平成26年度ですので、今年度に設計実施ということで計画に入っているわけですので、やはりこの計画書どおり、陳情者の人たちの思いを汲むという点からも採択をすべきではないのかと思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（池田 守君）

今日の審査の中で、確かに財政的な余裕あるいは補助金的な裏付け等があれば、すぐにでも造ってあげたいと思うんですけども、今日の審査の中で、人工芝コートは市内には26年面あると。そういった中で、高校生やら中学生あるいは一般の方々が、今の状況ではうまく使い分けていないような気がするんです。ですから、例えば北公園とか、近くにもそういう砂入りの人工芝のコートがありますし、その辺の利用状況とかもう少し詳しく調べてからでも結論はいいのではないかと。したがって、今回は採決しないで継続してほしいなという気がします。

○委員（塩井川幸生君）

先ほど、建設した場合にいくら掛かるかという予算を聞いたところ、5,000万円以上であるということをおっしゃいました。しかし、委員長と副委員長に提出されておりました見積書を後でもらいましたけれども、2,600万円くらいの見積りがあると。こういったことがありまして、しっかりと調べて結論を出すべきであると。池田委員もおっしゃいましたけれども、私も継続審査でしっかりと調べてからのほうがいいのではないかと思います。

○委員（平原志保君）

先ほど隼人庭球場の学生さんと一般の方のすみ分けの話が出ましたけれども、現地に行ったときに伺った話では、子供たちでクラブ活動等で使われる方は土日が中心だというふうに伺っています。試合のためにあそこを使うというならば、試合に出る学生さん、中学生など優先にさせていただいて、趣味でやられる方はクレートコートを利用されるようにするとか、そういうふうなすみ分けができないものかなと思ったりして聞いておりました。だから、私は、予算のこともあり、学校施設をこれからやっていかなければならないというならば、今回は修繕という方法をとっていただいて、不採択というふうに思っているところです。

○委員（中村正人君）

今、るる御意見が出ておりますが、現在、公共施設マネジメント計画を含めて洗い直しをしているという状況であり、そしてまた2020年の国体に向けて重点的な施設整備も必要であるという部分もごございます。やはり、今日の時点では、各地区のコートを平等に使っていただくあるいは利用率の低い所の問題等もごございますので、もう少し詳しく審査するべきではないかと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので次に進みます。陳情第5号について意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、陳情者を呼んで意見を聴取し、そして教育委員会当局を呼んで審査をしたわけですが、教育部長もおっしゃっていましたが、義務教育国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1になったということで、やはり2分の1に戻すべきだというふうに言われたのもそうですが、少人数学級を進めていって、子供たちの環境整備という点でも、そして雇用の場という点でも、教員の側から言えば雇用の場の確保ということになりますけれども、総体的に見て今回の陳情第5号は、霧島市議会でも採択をして、はっきりと意思表示をすべきではないかというふうに思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので次に進みます。議案第35号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので次に進みます。議案第34号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので次に進みます。議案第36号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので次に進みます。議案第39号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので次に進みます。議案第41号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので次に進みます。議案第44号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第4号から議案第44号までの自由討議を終わります。ここでしばらく休憩いたします

「休憩 午後 2時59分」

「再開 午後 3時00分」

△ 陳情第8号 県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議の採択を求める陳情書

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまより、継続審査となっておりました陳情第8号、県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議の採択を求める陳情書について審査します。この事件につきましては、先日、現地調査を実施したところではありますが、それも踏まえた上でこれより自由討議を行います。意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、陳情第8号は採択をすべきだと思います。というのが、前回の審査以降、御存じのとおり大飯原発が裁判、いわゆる司法の判断によって、地震の際の冷却機能とか放射性物質の封じ込め機能に欠陥があるということを裁判で認められたと。それと同時に、安全性についても確たる根拠のない楽観的な見通しの下に、はじめて成り立ち得る脆弱なものだということを、断言をしたわけです。ひとたび深刻な事故が起これば、多くの人の生命・身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼすと。そして、その被害の大きさだったり、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められてしかるべきだという、司法がこんなはっきりとした判断をして、違法なんだということを、違法とまでは言わないけれども、原発の危険というのは十分あり得るんだということを司法が判断をしたという、今までの流れがあったと思います。これを川内原発、この霧島市は30km以内には入っておりませんが、風向き等によっては十分この霧島市にも、ひとたび事故が起これば取り返しのつかないことになるということを経験しても、採択すべきであるということをお願いしたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか

○委員（池田 守君）

先般、現地調査もさせていただいて、私個人としては非常に信頼性が高まったのですけれども、

それはさておきまして、現在、原子力安全委員会の審査中でもありますし、また避難計画等についてもまだ十分に示されていない、あるいは火砕流の問題とかいろいろまた出ております。そして前回の審査以降に、新たに分かったことというのはまだ確認もないわけでありまして、大飯原発の裁判についても、これは一審が出ましたけれども、まだ確定したわけでもないし、もうしばらく私は継続して様子を見ていきたいと思っております。

○委員（平原志保君）

私は、先日現地調査をさせていただき、その後、報道等で出てくる内容などを見る限りは、今の時点では再稼働は難しいのかなと思っております。そして、霧島の市民の皆様も、霧島市のほうがどういう態度で、この原発に対して態度を示すのかというのを、今の時点での方向性というのを皆知りたがっていらっしゃると思いますので、これは早めに結論を出し、また、工事も途中でしたけれども、原発のほうの工事が進んでいき、再稼働の話が出たときなどにまた審議していく問題かなと思っております。今回はこの件に関しては、しっかりとした答えを出す時期かなと思っております。私は陳情書の採択をするほうになります。

○委員長（池田綱雄君）

今、継続、採択というような意見が出ましたけれども、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第8号に係る自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時07分」

「再開 午後 3時07分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、これより議案処理に入ります。

△ 議案第34号 霧島市青少年問題協議会設置条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第34号、霧島市青少年問題協議会設置条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第34号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第34号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第35号 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第35号、霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第35号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第35号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第36号 霧島市税条例等の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第36号、霧島市税条例等の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第36号について、反対の立場から討論に参加を致したいと思えます。まず審査でも明らかになりましたとおり、今回の改正によりまして、法人税割額の税額が14.7%から12.7%となります。それで、地方交付税の配分確保のために一部国税化をするということも明らかになりました。本市では、その結果、約2億3,000万円の減収となるということも明らかになりました。ただし、交付税が増加するという保証はどこにもないということになると思えます。これが大きな特徴でございました。もう一つの特徴というのは、今回の条例の改正によりまして、2015年度から、来年の4月1日以降、自動車税徴収の条例の改正をするというもので、この背景には自動車取得税の税率が、軽自動車を除く自家用、軽自動車については3%から2%にこの取得税が引き下げられます。その取得税の引下げによって、財源確保の措置の代替といたしまして軽自動車や原付、オートバイなどに掛かる軽自動車税を大幅に引き上げるという内容であります。税率の引上げは審査の中でも答弁でありましたように、来年の4月以降に原付及び二輪車の標準税額が約1.5倍、貨物用自動車については1.25倍の税金を課税するという内容です。特に50cc以下の原動機付自転車の場合は、現行の年税額は1,000円が2,000円に引き上げられることとなります。また、重課税率と言われる13年を超えた自家用車の場合には、標準税率20%増ということで税率を、これが2016年、再来年からになります。軽自動車にも課税されることとなります。新税率施行前に駆け込みで買い替えた場合とか、買い替えずに大切に乘っていた車の場合でも、最初の新規検査から13年が経過した時点で一気に1.8倍の増税となり、極めて理不尽な制度となっています。本年4月から消費税率は5%から8%に引上げをされまして、市民の暮らしは厳しい中で、庶民の交通手段である原付や軽自動車の税金を来年度から大幅に引き上げることは、賛成をしかねるのであります。さらに、今回の改正によりまして、消費税の増税も来年度の10月に予定をされておまして、更なる増税となることを指摘して、私の反対討論と致します。

○委員長（池田綱雄君）

次に、原案に賛成者の発言はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第36号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者6名、起立多数と認めます。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第39号 霧島市火災予防条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第39号、霧島市火災予防条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませ

んか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第39号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第39号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第41号 財産の取得について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第41号、財産の取得について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第41号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第41号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第44号 財産の取得について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第44号、財産の取得について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第44号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第44号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第8号 県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼動を認めない決議の採択を求める陳情書

○委員長（池田綱雄君）

次に、陳情処理に入ります。まず、陳情第8号、県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼動を認めない決議の採択を求める陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありませんか。先ほどの自由討議の中では二つに割れましたけれども、諮っていいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、採決するか継続審査とするか起立によって決定したいと思いますので、採決すべきとお考えの方の起立を求めます。

〔採決すべきに賛成者起立〕

起立者2名、起立少数です。したがって、陳情第8号は継続審査とすることに決定しました。

△ 陳情第4号 霧島市立・隼人庭球場を砂入り人工芝に改修を求める陳情書

○委員長（池田綱雄君）

次に、陳情第4号、霧島市立・隼人庭球場を砂入り人工芝に改修を求める陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかお諮りします。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、先ほどの自由討議も踏まえた上で、採決するか継続するか起立によって決定したいと思いますので、採決すべきとお考えの方の起立を求めます。

〔採択すべきに賛成者起立〕

起立者2名、起立少数です。したがって、陳情第4号は継続審査とすることに決定しました。

△ 陳情第5号 陳情書（少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書の要請について）

○委員長（池田綱雄君）

次に、陳情第5号、陳情書、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書の要請について、採決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第5号については、原案のとおり採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第5号については、全会一致で原案のとおり採択すべきものと決定しました。ただいま陳情第5号について、全会一致で採択すべきものと決定しましたので、総務文教常任委員会として意見書を議提として提出することになりますが、意見書についてはお示しされています案のとおりでよろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのように致します。字句や言い回しなどの調整については、委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのように致します。提出先についても案のとおりでよろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのように致します。また、本会議での趣旨説明は委員長が致したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのように致します。なお、意見書を議提として提出することから、この陳情の委員長報告はありませんので御了承ください。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（池田綱雄君）

議案処理及び陳情処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（池田 守君）

議案第39号、霧島市火災予防条例の一部改正についてですけれども、先ほど委員外議員のほうからも発言がありましたが、霧島市内にはいろんな催し等がたくさんありますので、11万人・100店舗の基準等を厳格に守ることなく、できるだけ柔軟な対応をするようお願いしたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。これで付託された案件の審査を終了いたします。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 3時21分」

「再 開 午後 3時29分」

△ 所管事務調査

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまから所管事務調査を行います。今回は、先日開催した第11回議員と語るかいの横川地区で出された、総合支所の職員配置に係る意見聴取を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（中村 功君）

それでは、総合支所の職員配置について御説明いたします。本市では、これまで第1次及び第2次の「霧島市組織機構再編計画」を基に、組織としての規模適正化や機能充実等に取り組んでおり、また、職員数については、同じく第1次及び第2次の「霧島市定員適正化計画」において、職員数の適正管理に努めてまいりました。限られた職員数でより効果的、効率的な行政運営を行うため、事務所の形態もこれまでの「総合支所・分庁方式」から「本庁方式」へ移行し、現在の総合支所は生活に身近な部分のサービス提供窓口を有する出張所とすることとしておりますが、最終的な職員配置につきましては、各々の地域の実情や特性、また地域住民の利便性に十分配慮した上で、住民サービスの低下とならぬよう、今後関係部課等において協議を行うことと致しております。また、人件費の削減につきましては、現在の交付額から43億円の減収が見込まれている普通交付税の特例措置の段階的な削減を控え、安定的な行政運営を維持していくためには、一般財源の占める割合が大きい人件費の削減は必須であり、今後も職員数削減に取り組んでいかなければならない状況にあると認識いたしているところです。なお、人件費以外の歳出の削減策につきましては、本市が導入しております行政評価システムを活用いたしまして、本市の最上位計画である第一次霧島市総合計画と予算が連動した予算編成により、財源の最適化に努めてまいりたいと考えております。次に、市の防災体制につきましては、災害時における総合支所の災害対応の職員の確保のための方策など、総合支所の職員数の減少に応じた地域防災計画の見直しを今後、行うことといたしております。最後に、保健師を一般事務職として勤務させることにつきまして、平成22年4月に母子及び成人保健

事業等の効率的な業務推進を図るため、各総合支所勤務の保健師をすこやか保健センターに集約したところであります。なお、各総合支所には嘱託の看護師又は保健師を常時配置しており、また、すこやか保健センターに勤務する保健師にも各総合支所の担当者を決め、週1回各総合支所において健康相談等に従事しております。現在、保健師は27名で、うち、すこやか保健センターには18名が所属しており、従来の保健事業に加え、健康・生きがいつくり推進モデル事業の推進など、現在の業務を遂行していくには現人員でも手一杯の状況であることから、現段階で一般事務職への転換は考えていないところであります。以上、簡単でありますが総合支所の職員配置についての説明を終わります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより、執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

今の説明でおっしゃいました、現在の保健師は27名と。うち、すこやか保健センターに18名ということで今、おっしゃったわけですけれども、この中で正職員及び臨時・嘱託職員の内容についてはどのような状況ですか。

○行政改革推進課長（橋口洋平君）

保健師の状況ですけれども、これは、正規職員の状況です。まず保健センターに18名、健康増進課のほうに3名、それから発達支援センターのほうに2名、それから子育て支援課のほうに1名、それから長寿・介護のほうに1名、それから保健福祉政策課に1名、それから総務課に1名の27名ということで、これでは全部正規職員であります。今、手元に臨時職員の数がありませんので、申し上げられません。

○委員（前川原正人君）

正規職員以外の部分の保健師さんたちの数は、後ほどまた報告を頂きたいと思います。それともう一点は、総合支所の職員数の減少においては、地域防災計画の見直しを今後行うんだという、一つの方向性は出ているんですが、その時期はいつぐらいをめどに考えていらっしゃるのか、お示しいただければと思います。

○行政改革推進課長（橋口洋平君）

平成26年4月1日に安心安全課のほうに一人、加配を致しました。その職員が安心安全課のほうで、総合支所の地域振興課でやっている業務とか、そういうのをちゃんと形にしまして、それに対する支援体制とかっていうのを今年度中にまとめていきたいというふうに思っております。

○委員（前川原正人君）

私は、議員と語るかいの横川で出たこの件については、広報広聴常任委員会のほうで報告書を見せていただいたという程度なんですけれども、要約をすると、旧1市6町、いわゆる旧町のときにはちゃんと保健師さんもいたし、俗に言う、かゆい所に手が届く、住民のすぐ近くに保健師がいて、すぐに対応ができたという、それが比較をして現状はどうなのかということで、こういう声が出て来たというふうに思うんですけれども、今部長がおっしゃるように、適正化計画だったりとか、様々なそういう一連の霧島市になってからの方向性というのが、新たにローリングをしたりで、出てくるというのも一つは手伝っていると思うんですけれども、理論的には一般職への転換だけではなくて、いわゆる兼務で、保健師などの業務をできないのかというのが、横川で出た大体の、身近な住民の一番切実な問題を、保健師だったり一般職だったり、兼務でできないかというのが趣旨だろうと思うんですけれども、そういうのは手続上といいますか、市民のサービス向上という点からも何とか身近な部分として、研究・検討が必要ではないのかなということだと思えます。その辺について、様々な課題があるかとは思いますが、方向性としては、住民側は、身近な問題をすぐてきばきと対応ができるということに尽きると思うんですが、そういうことが理論上は可能だと思えますけれども、今後の課題としてどのように受け止めていらっしゃるのか。大きい問題では

ありますが、その辺どうなのか、お聴きをしておきます。

○企画部長（中村 功君）

この件につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、保健師の業務自体が今、非常に手いっぱいということで、それと一般職の事務までするという事は極めて厳しいでないかなと思います。それで、嘱託の看護師あるいは保健師が一人は常時いるということで、週に1回は保健センターからも行っているということでもあります。この範囲内で理解していただければなということだと思っています。一般職につきましては、グループ制をしきまして臨機応変に対応できる体制をとっておりますが、保健師につきましては普通の事務を兼ねてするという事は、非常に厳しいところだと思います。

○委員（前川原正人君）

逆に言うと、専門性を持った保健師さんたちですよ。だから、住民側としては、保健師であっても一般の事務職員を見ても、同じ役所の職員なんです。そういう視点で見たときに、手いっぱいというのは分かります。一般事務の人たちも日々の業務に追われて、少ない人間でたくさんの業務をこなしていかなきゃならないと思うんですが、住民側から見ると同じ職員なんです。だから、ここで言われている保健師を一般職にも使って、削るだけではなくて、必要な部分については適切な対応が必要ではないのかということだと思うんです、趣旨が。だから、その辺はもっと工夫はできないんでしょうかね。手いっぱいといわれれば、それで終わりですけども。今後、検討課題として、工夫をまだやるとか、いろんな制約の中でやらなきゃならないというのは重々承知の上なんですが、もっとこう検討・研究していく必要があるのではないのかなというふうに思うんですが。

○行政改革推進課長（橋口洋平君）

基本的に保健師を採用するときには、保健師の試験を受けていただきます。保健師の一般教養と保健師の専門の試験を受けられて、二次試験・三次試験とやって保健師として採用いたしますので、その保健師を一旦保健師で採用して、一般事務職ということはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思われます。

○委員（松元 深君）

横川の語ろかいで出た意見は、ちょっとニュアンスが分からないところもあるんですが、保健師を集約することで、市民や職員が満足することができないようなことを言われたみたいで、各総合支所には嘱託の看護師・保健師を常時配置していると説明がありましたが、この方々は市民の相談相手になって仕事をされているんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○行政改革推進課長（橋口洋平君）

今、5総合支所に配置しております嘱託の看護師あるいは保健師は、平成22年度に保健師を集約したんですけども、それより以前からそれぞれに勤めていらっしゃるベテランの方でございまして、それぞれ相談業務を行っているところでございます。それから、ちょっと難しいところにつきましては、その週に1回保健師が行くときに合わせて、市民の方からその日に合わせて相談を受けるといような、予約を取ってするといような形をとっているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時44分」

「再開 午後 3時50分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかに質疑はありませんか。

○副委員長（有村隆志君）

今後、高齢化が進んでくるわけですけども、そうなったときの対応ということは、その都度見直していくべきではないかと思うので、そこら辺も少し、画一的にもうこれでやっていくということはおっしゃっていましたがけれども、これは原則であって、高齢化が進んで、本当にいろんな意味

どうしても保健師が要るよというときにはまた配置するという考え方だということで、確認してよろしいですか。

○企画部長（中村 功君）

現在の計画ではこのようなふうに取り組んでおりますが、今おっしゃったように超高齢化とかなったときに、また時代が変わってくれば当然、その時点でまた見直しをするべきだというふうを考えております。

○委員（平原志保君）

高齢化のことで保健師さんの活用もあるんですが、ほかの市町村では、保健師さんが乳幼児健診の前に、奥さんが出産したときに家に訪ねていくサービスが、霧島でもやっていると思うんですけども、こちらを100%を目指してやっているところがありまして、霧島でもかなり高いとは思いますが、これによって虐待等を早目に見つけ、予防しているということなので、保健師さんの数もマンパワーでしかこれは防げないということなので、ぜひ人数等を適正にお願いしておきたいと思います。あともう一点ですが、今回このような質問が横川のほうで出たのは、総合支所が分庁方式から本庁方式へ移行しというふうになっているんですけども、今までの総合支所と言われている所が、サービス提供窓口だけの出張所になりつつあるということが、住民の方々にはまだ認識されていないことが原因かと思えます。住民の皆様はほとんどが自分たちのまちの総合支所だというイメージで、そしてまちづくりなどもまちづくり審議会などをやっていますけれども、まち単位でいろんなことを考えるときには、総合支所の職員の方が活躍してくださっているのが現状なんです。総合支所の方たちと二人三脚でやっているところを、実は中身はサービス提供窓口だけだというふうにも言われても、そのギャップで皆さんが悩まれるところもあって、今回こういう質問が、人数が足りるんだろうかというようなことが出たのかなど。実際、横川に担当として行って感じてました。先ほどの乳幼児の部分だけでもお答えいただけたら有り難いんですが。

○企画部長（中村 功君）

今の御質問の乳幼児等に限った答えというのが、私ども把握できていないものですから、ちょっとお答えできませんけれども、総合支所の職員の減少というのは、当然職員のほうは平成33年度には、相当な一般財源が減少しまして、予算のレベルで100億円ぐらいを減少させないといけないというも切実な事情がありますので、職員は当然分かっておりますが、市民の方がそれらについて十分に把握されておらずに、御質問であったような状況等であれば、その辺の市民の方々へのお知らせ・周知というのを、もうちょっとこれからやっていかなければならないというふうに今、感じたところです。

○委員（塩井川幸生君）

看護師又は保健師と説明がありまして、4か所が看護師であるということでございます。どっちがどっちということはないんですけども、全般的に本庁方式になりますと、何だかんだ手薄になっていくのが今の総合支所の関係だと思います。その中で、受けるサービスはみんな一緒であるようにするために、これから保健師の採用等、嘱託の方でも結構ですので、住民の力になってもらえるように配置も考えていただきたいと思います。横川のことで出ましたが、横川だけではございませんので、中山間地域はみんな思いが一緒だと思いますので、そこらをしっかりと対応していただきたいと思います。

○副委員長（有村隆志君）

少し外れるかもしれませんが、先ほどの説明で、今後の総合支所の在り方というものがありました。そういった支所別の人数の配置というんですか、どういうふうな機能を持たすというのがきちっと明確に今、なっていますでしょうか。

○行政改革推進課長（橋口洋平君）

今、協議中でありまして、今のところは市民生活に直結した申請・相談業務などの窓口業務が中心ということで、御理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時57分」

「再開 午後 3時58分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど調査を行いました。これに係る自由討議に入りますので、委員の皆様で御意見のある方は、ここで発言をお願いします。

○委員（前川原正人君）

今、改めて広報広聴常任委員会で集約をした横川地区の意見を、当委員会で調査を行いました。総じて言うと、市民の側というのは、どこでも一緒ですが、一番根底にあるのは、合併をすれば住民サービスはもっとよくなり、負担は軽くなるというのが市民の中にあると、私は思います。その旧町の時代の状況等と現在と比較をして、9年目に入ったわけですが、そのギャップが大きいからこそ、「集約することで市民や職員が満足するのか、人件費を削るだけでいいのか、またほかに方法はないのか、保健師を一般職にも使ったらどうか」という声が出てきていると思うんです。ですから、この問題というのは、一概にじゃあこうしましょうという結論がすぐには出ないと、私は思います。ですから、当委員会でも消去法でもいいですが、いろんな方向性というのを探っていく必要があるのかなというふうに思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで所管事務調査についての自由討議を終わります。予定していた調査を終了いたしました。本日の所管事務調査に係る委員長報告について協議します。本会議での報告が必要か、あるいは広報広聴常任委員会に書面による報告にとどめるか、どのように取り計らうか、御意見はありませんか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時02分」

「再開 午後 4時05分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。休憩中に意見も出ましたが、今回は広報広聴常任委員会に書面で報告するという事によろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。ただいま書面による報告にとどめることと決定しましたので、報告書については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（池田綱雄君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。具体的な調査項目等の御意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

来年度から国分中学校及び舞鶴中学校の学校区が変更になるということで、子供たちの人口動態というのは、徐々に変わりつつあるということもありまして、エリアの問題等もぜひこの委員会で所管事務調査をお願いしたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

今、学区の問題が出ていますが、その調査を加えていったらということですが、それを一つはいいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（池田 守君）

関連していると思いますが、その決められた通学区域とともに、自由通学区域があるんですね。その辺の現状等も合わせて調査をお願いしたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

学区の関係に入ってきますよね。自由通学区域、そして先般、私が言いました自転車通学の問題、例えば部活動をする生徒はちょっと距離が短くても自転車通学を認めるとか、学校でまちまちなようなので、それも一緒にこの中で調査すると。

○委員（中村正人君）

庁舎の増設について、特別委員会もなくなりまして、やはりこれも当委員会のほうで追跡しながら、進捗状況を調査していかなければいけないことだと思います。

○委員長（池田綱雄君）

今、1点は教育行政について。中身については学区、自由通学区域、自転車通学の問題の調査。もう1点は庁舎の増設についての進捗状況の調査。2点出ました。

○委員（平原志保君）

学校絡みなんですけど、今回の一般質問で施設、プールの管理などを出ささせていただいたのですが、今後70年、80年、建物を使っていけということになりまして、今ある建物を今後30年くらいもたせるのか、建て直しをしていくのか、そういうことも考えていなければいけないと思うんですが、今までのような施設管理の方法だけですと、もつものももたないので、何かそこに新しく管理の方法というのを考えていかなければいけない時期なのかなと思っています。それで、その部分を教育委員会のほうに投げかけたとしても、なかなか考えることも難しいと思うので、何かそういった建物を生かしていく方法というか、管理しつつ寿命を延ばす方法というのをやっていけないかと思うんですけども。

○委員長（池田綱雄君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 4時11分」

「再 開 午後 4時18分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。具体的にということで、①教育関係について、内容としては学区の問題、自由通学区域の問題、自転車通学の問題、②庁舎増設の進捗状況について、③公共施設マネジメント計画に関する事、④その他総務文教常任委員会の所管に関する事項、の4項目として、議長に提出することとしてよろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのように致します。

△ その他

○委員長（池田綱雄君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、本日の総務文教常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 4時20分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 池 田 綱 雄